

原因者及び排出事業者等に対する責任追及の状況

平成28年3月31日現在

1 原因者に対する責任追及(納付命令)の状況

年度	納付命令額	納付額	備考
H16	74,999,400 円	~H25 8,186,375 円	H14県単事業分(原状回復詳細調査) 差し押さえた預金、不動産等から回収
	64,198,050 円	0 円	H15事業分(A、B地区キャamping工事)
H17	1,592,269,245 円	0 円	H16事業分(廃棄物処理、選別施設設置等)
	6,777,750 円	2,100,000 円	H15県単事業分(A、B地区キャamping設計料) 三栄と縣南に請求、縣南衛生破産財団から回収
H18	1,266,559,409 円	0 円	H17事業分(廃棄物処理等)
H19	1,842,083,737 円	0 円	H18事業分(廃棄物処理等)
H20	2,014,386,727 円	0 円	H19事業分(廃棄物処理等)
H21	475,053,751 円	~H25 91,475,126 円 H26 2,555,005 円	H20事業分(N地区土壌汚染対策等) 三栄と元役員に請求、差し押さえた預金等から回収
	2,299,032,192 円	0 円	H20事業分(廃棄物処理等(N地区土壌汚染対策等を除く))
H22	394,538,743 円	0 円	H21事業分(N地区土壌汚染対策等) 三栄と元役員に請求
	2,567,457,572 円	0 円	H21事業分(廃棄物処理等(N地区土壌汚染対策等を除く))
H23	545,452,754 円	0 円	H22事業分(N地区土壌汚染対策等) 三栄と元役員に請求
	2,559,772,232 円	0 円	H22事業分(廃棄物処理等(N地区土壌汚染対策等を除く))
H24	2,167,133,287 円	0 円	H23事業分(廃棄物処理等)
H25	2,624,088,202 円	0 円	H24事業分(廃棄物処理等)
H26	854,031,241 円	0 円	H25事業分(廃棄物処理等)
H27	380,382,765 円	0 円	H26事業分(汚染水処理等)
計	21,728,217,057 円	104,316,506 円	

2 排出事業者等に対する責任追及の状況

区分	事業者数	撤去命令量、納付命令額等			備考	
		命令(申出)量	撤去実績量	命令(抛出)額		
措置(納付)命令	26	472.3605 t相当	449.8300 t	17,833,200 円相当		
措置命令	25	429.4505 t	449.8300 t	16,044,511 円相当	青森県との連名による措置命令を含む。	
納付命令	1	42.9100 t相当	—	1,788,689 円		
自主的な措置	49	15,068.2939 t相当	5,834.3500 t	572,563,840 円相当		
現物撤去	自主撤去	20	5,819.8875 t	5,834.3500 t	217,434,256 円相当	
金銭抛出	自主撤去	24	8,981.7594 t相当	—	344,119,584 円	
	県の要請	5	266.6470 t相当	—	11,010,000 円	
	小計	29	9,248.4064 t相当	—	355,129,584 円	
計	75	15,540.6544 t相当	6,284.1800 t	590,397,040 円相当		

注 措置命令及び現物撤去は金銭に、納付命令及び金銭抛出は重量に換算したものであること。

〔年度別内訳〕

① 措置命令

年度	事業者数	撤去命令量	撤去実績量	金銭換算額	備 考
H14	1	0.5700 t	—		
H15	6	1.5210 t	3.2300 t		
H16	11	305.3920 t	292.5000 t		
H17	4	52.6120 t	55.6200 t		
H18	3	69.3555 t	98.4800 t		
計	25	429.4505 t	449.8300 t	16,044,511 円相当	

② 納付命令

年度	事業者数	撤去相当量		納付命令額	備 考
H24	1	42.91 t相当		1,788,689 円	
計	1	42.91 t相当		1,788,689 円	

③ 自主的な措置〔現物撤去(自主撤去)〕

年度	事業者数	撤去申出(相当)量	撤去実績量	金銭抛出(換算)額	備 考
H16	1	1,287.3890 t	1,290.0000 t		
H17	7	582.4090 t	43.3600 t		5回分割履行の1事業者が3回目から金銭抛出に変更(④H17欄へ)
H18	12	3,950.0895 t	631.6600 t		
H19	—	—	3,869.3300 t		
計	20	5,819.8875 t	5,834.3500 t	217,434,256 円相当	

注1 分割履行については、申出年度に一括して計上していること。

注2 同一年度で撤去申出量と撤去実績量が異なるのは、申出と実際の撤去時期にずれがあるためであること。

④ 自主的な措置〔金銭抛出(自主撤去・県の要請)〕

年度	事業者数	撤去申出(相当)量	撤去実績量	金銭抛出(換算)額	備 考
H17	(1)	787.840 t相当		28,290,949 円	③のH17の1事業者
H19	4	3,780.155 t相当		141,429,264 円	
H20	2	526.235 t相当		19,660,436 円	
H21	2	656.880 t相当		25,642,477 円	
H22	1	1,044.266 t相当		39,015,000 円	
H23	—	—		—	
H24	2	88.282 t相当		3,680,036 円	
H25	7	2,011.564 t相当		82,894,037 円	
H26	11	353.184 t相当		14,517,385 円	
計	29	9,248.406 t相当		355,129,584 円	

注 分割履行については、申出年度に一括して計上していること。ただし、現物撤去から金銭抛出に途中で変更となったものは③及び④にそれぞれ計上していること。

第4回ワーキングでの主な意見など

- 第4回WGでは、昨年度末にとりまとめた「これまでの取組みと課題等について」の今後検討すべき事項として掲げられた4つの項目について、さらに検討を進めていく上で、どのような具体的な活動が考えられる、考えていくか、というようなことについて、意見、議論を交わした。

1 学習施設

- (1) ワーキング・グループのメンバーからは、「現場」に設置してはどうかとの意見と、「まち場」に設置してはどうかの意見が出されたが、概ねの意見としては、「まち場」に拠点機能を置き、「現場」に足を運ぶという方向で具体的に検討をしていく。「まち場」の適地を検討していく方向となった。
- (2) 学習施設に、どのような機能、例えば、パネルなのか、パソコンデータを自由に閲覧できるようにするとか、具体のあり様については、「どこを適地として学習施設（学習の場）を設けるのか」ということもあるので、今後さらに検討していくこととなった。
- (3) なお、学習施設を絡めた地域経済の活性化策に資するアイデア（T シャツ販売、宿泊施設の活用）につながるような観点も必要との意見もあった。

2 跡地利用策

- (1) 主な意見から、継続検討が必要な意見を4つにさらに仕分けし、仕分けしたテーマごとにWGメンバーを張り付け、実現に向けて解決すべき課題をそれぞれ検討し、次のWGに発表して、さらに実現の可能性について検討することとした。

グループ分けについて

グループ名	主な意見
森林再生	森林／ブナの森などの自然公園にする。
	漆の植林／二戸地域は漆の産地なので、気候的に現場に漆が植えられる状況であれば、ブナに並んで漆を植えることも考えられる。
花畑	一面の花畑／菜の花、芝桜、ひまわり、綿花などを植える。
イベント	イベントの実施／ロックフェスティバルなどを開催する。
エネルギー	エネルギー利用／風力発電や太陽光発電に使う。（空地は花畑など市民が利用するとの併用案もあり。）植栽を菜の花とし、BDFをつくる。

- (2) 現場を再生したときに、どのような人が集まる交流の場となるにせよ、現場がどのように再生したかというメッセージを記すことが必要と思う。
- (3) なお、跡地利用は、16ヘクタールという広大な面積を一様の利用策で考えていくことはせずに、エリアを設け、エリアごとにテーマを持って利用策を考えていくということも、検討に当たって考慮すべきこととされた。

3 二戸市民(特に次世代を担う若者層)の意見集約、掘り起しについて

- (1) 跡地利用策の実現に向けて解決すべき課題の検討と並行して、(住民が主体的に跡

地利用に関われるようにするための) 意見集約、掘り起し方法を考えていくこととした。

(2) 現時点で考えられるツールは、次のとおり。

- ・ コミュニティ FM での呼びかけ
- ・ 行政とは独立した、市民セクターのツイッターによる情報、意見等の拡散 など
- ・ 二戸市が行う生涯学習メニューに「県境産廃事案」を組み込む。
- ・ 市民向け現場視察会などに地元中高生等を優先的に招き、意識喚起とともに意見を聴いていく。

4 関連事業

二戸市では、昨年度に引き続き、フォーラムの開催等を検討しているため、WGとしても市の取り組みと上手く歩調を合わせていきたい。と考えている。

◇ 第4回WGの開催状況

- ① 開催年月日 平成28年5月19日(木)
- ② 開催場所 二戸地区合同庁舎1階 地域交流ルーム
- ③ WGグループ員(五十音順)

氏名	所属等	出席	備考
工藤 正壽	二戸市市民生活部生活環境課長	○	
下舘 光弘	浄安森林組合 参事	○	
生内 雄二	二戸市商工会 副会長	○	
戸舘 一宏	金田一川流域の自然を守る会 副会長	×	
中田 勇司	特定非営利活動法人カシオペア市民情報ネットワーク 副理事長	○	
橋本 良二	放送大学岩手学習センター 所長	○	リーダー
森川 則子	カシオペア環境研究会 顧問	○	サブリーダー

参考 平成28年度以降の事業計画

1 ジオキサン対策

- 既存井戸による洗出処理（汚染地下水の揚水、処理）、J地区に集水井等を設置し、洗出等を促進
- A・B地区境界部、A地区西側における高濃度含有土壌の掘削除去、洗出の促進

2 VOC対策

- N地区において、汚染土壌を原位置浄化（今夏に対策終了の予定）

3 地下水排水対策

- 場内県境部に5つの集水井と排水管を設置し、県境部に集まる地下水を安定的に調整池に排水

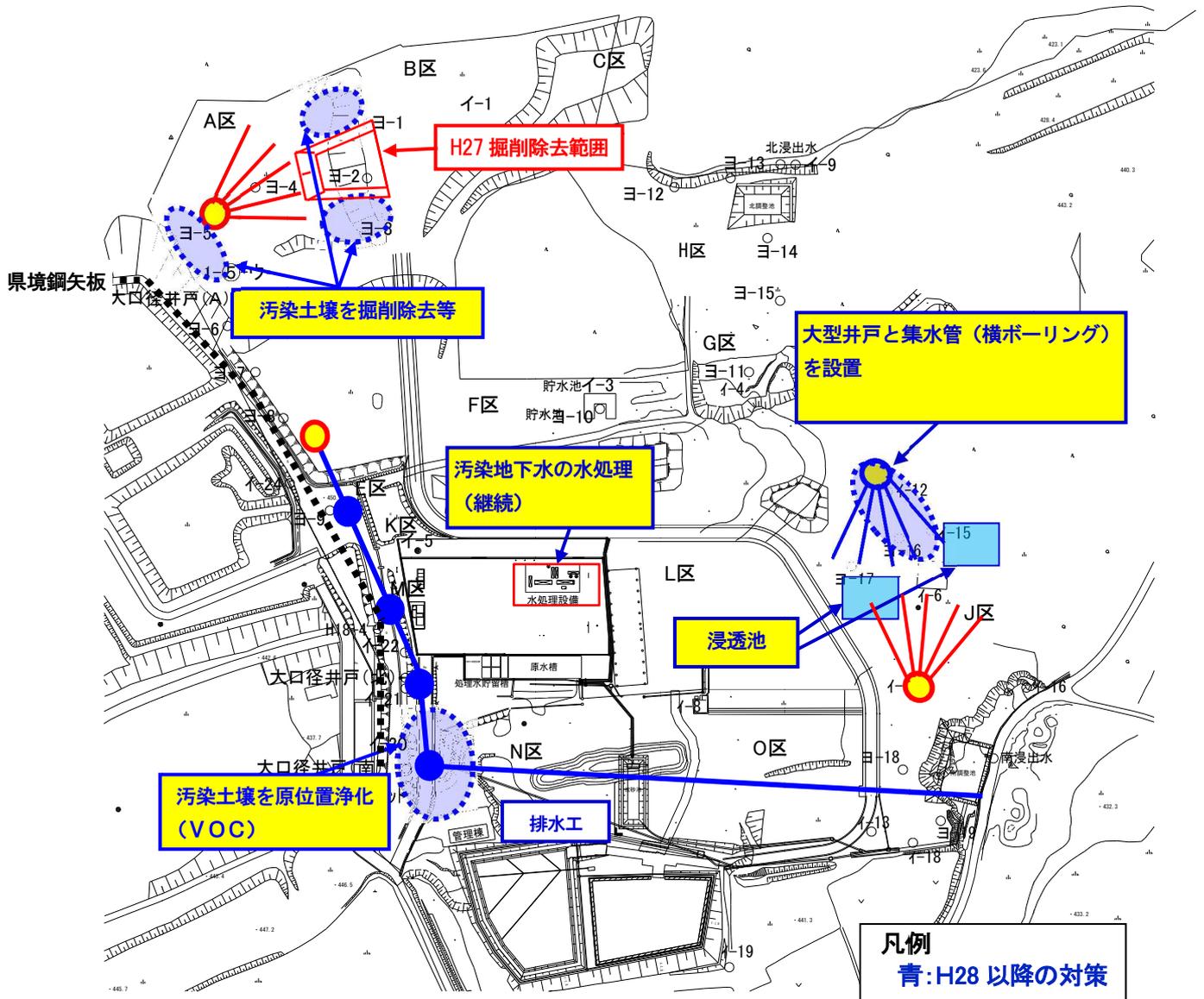


図1 対策計画図

1, 4-ジオキサン対策について

1 概況（平成25年度～）

場内地下水の一部から1, 4-ジオキサンが検出されているため、浄化を実施しています。（1, 4-ジオキサンは溶剤の一種。平成21年に環境基準が施行されて、本現場は当該基準で管理）【図1】

- 洗出処理（揚水井戸からの地下水回収と水処理）により濃度が低下傾向で、一部地区を除いて概ね基準まで低下していく見込。
濃度が高い区画では、浸透池から地下に水を浸透させ、洗出しによる浄化を促進。
- 回収した地下水や浸出水は水処理施設で浄化後、環境基準適合を確認のうえ、再利用又は放流。
- 昨年度、高濃度地区の対策として、A B地区境界部の汚染土壌を掘削除去。
- 本年4月以降、A地区西側の土壌調査を実施し概ねの汚染範囲を把握。A B地区境界部の汚染土壌の掘削除去（追加）を開始。J地区の大型井戸設置の準備中。

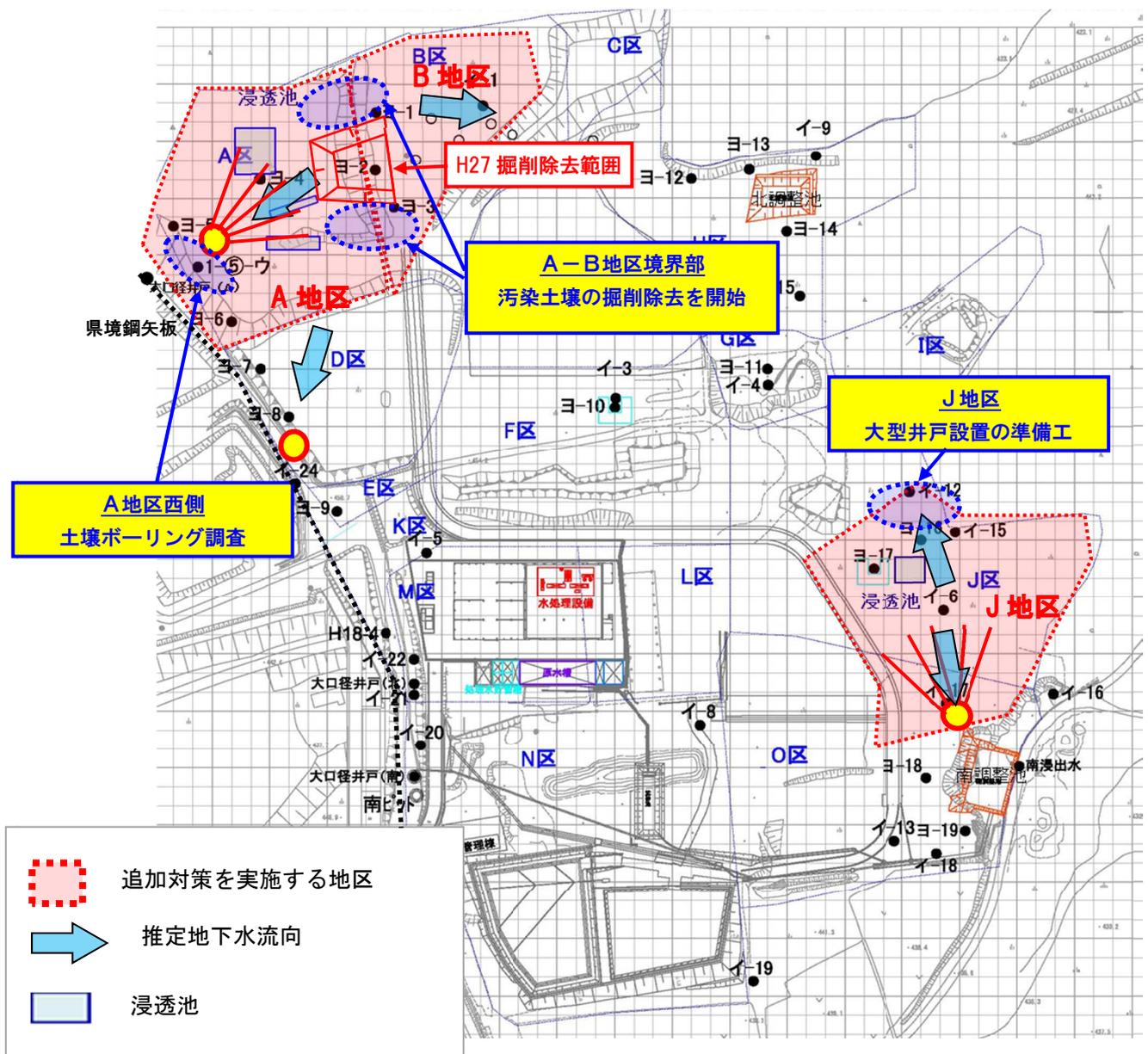


図1 現時点の浄化対策実施状況

2 地下水調査結果（平成25年度～本年4月）

定期調査の対象44井戸（揚水井戸等25、モニタリング井戸19）で調査を実施しました。【表1】

- 平成28年4月の基準超過は15井戸、最大値はA地区1-⑤-ウの0.64mg/L（基準値の12.8倍）。
- 地区毎では、A、B地区で高濃度が継続しているが、その他の地区では低下傾向にあり、概ね基準以下まで低下していく見込。【図2参照】

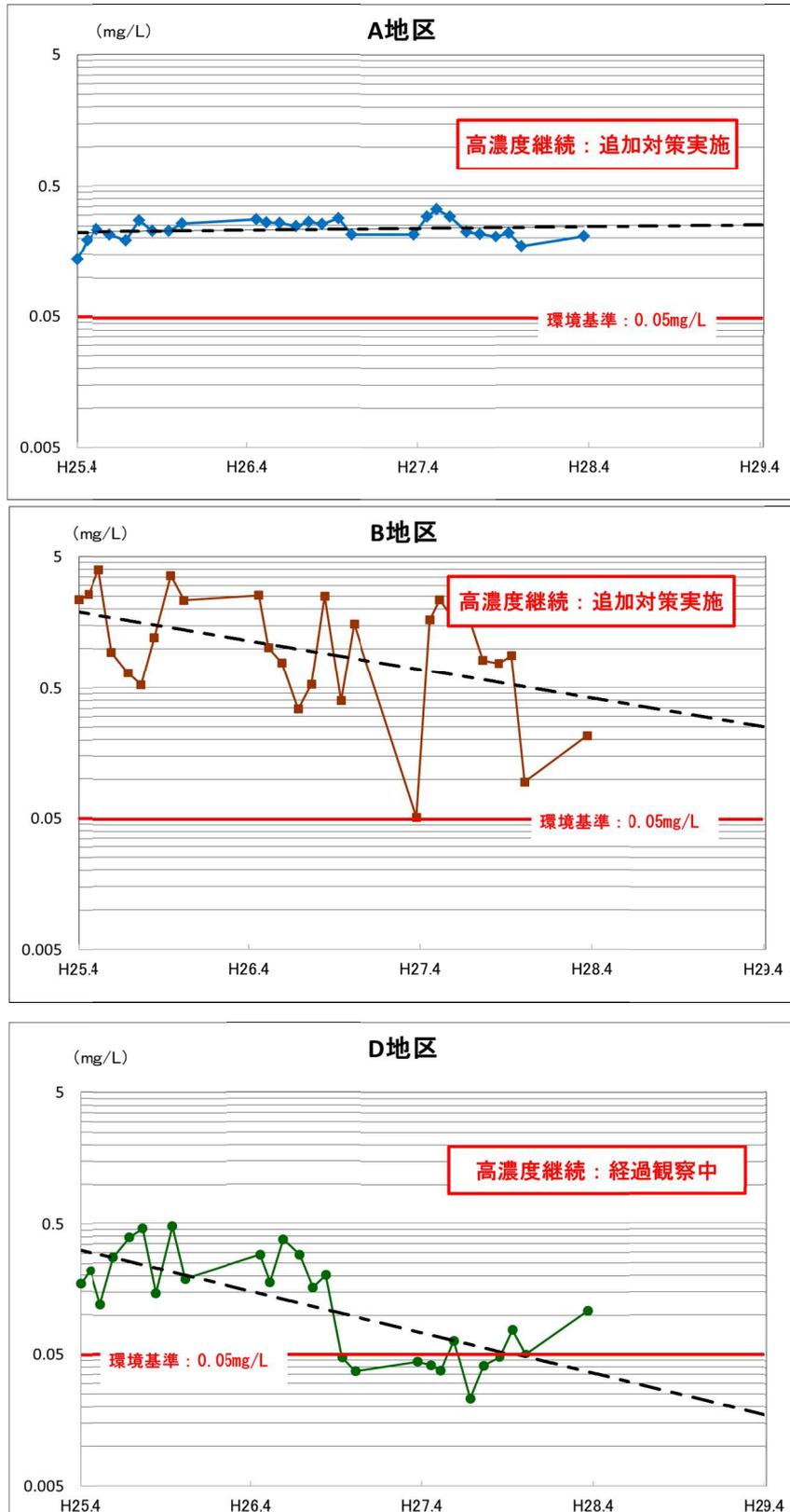


図2 地区毎の1,4-ジオキサン濃度の推移（1）

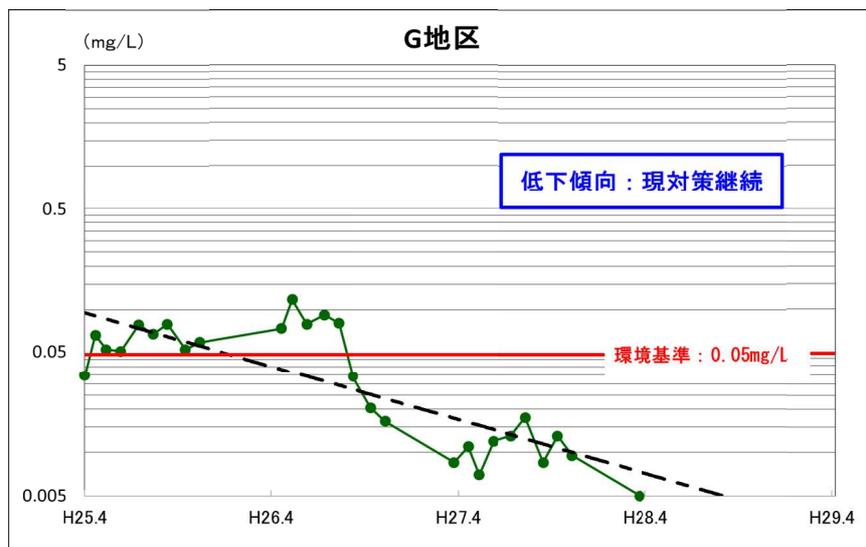
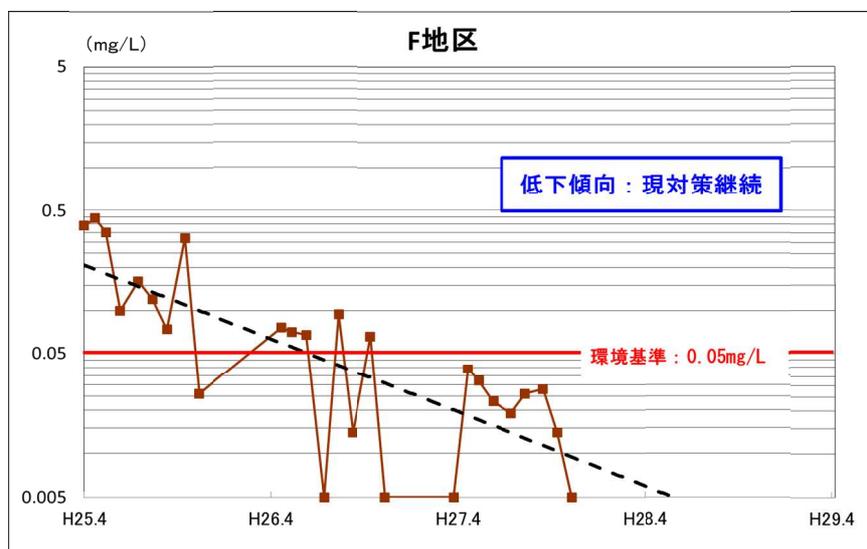
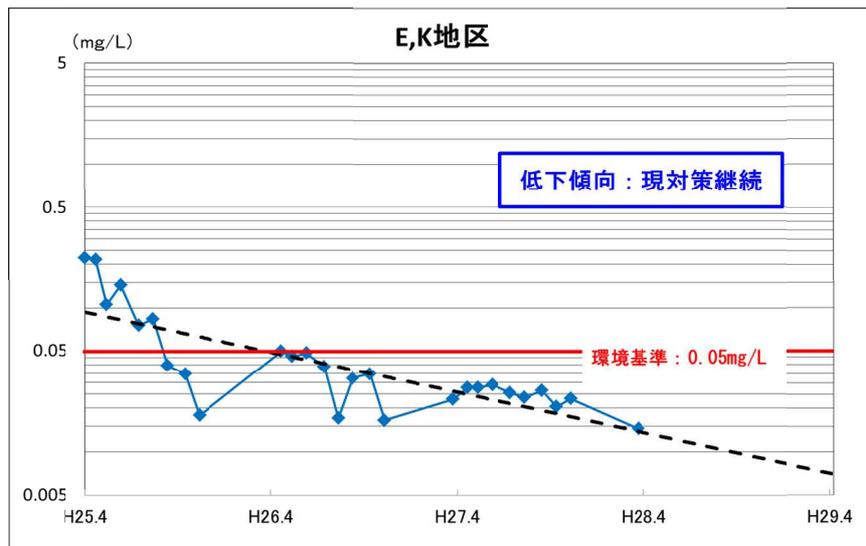


図2 地区毎の1,4-ジオキサン濃度の推移(2)

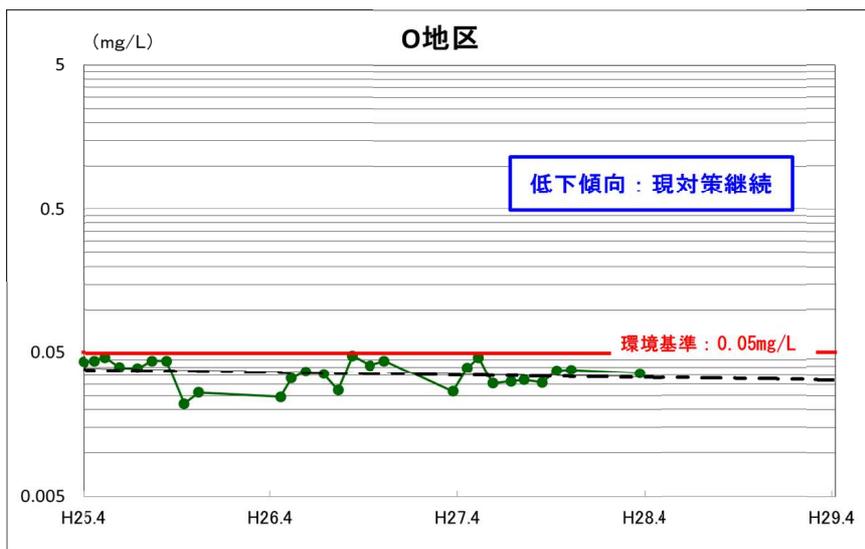
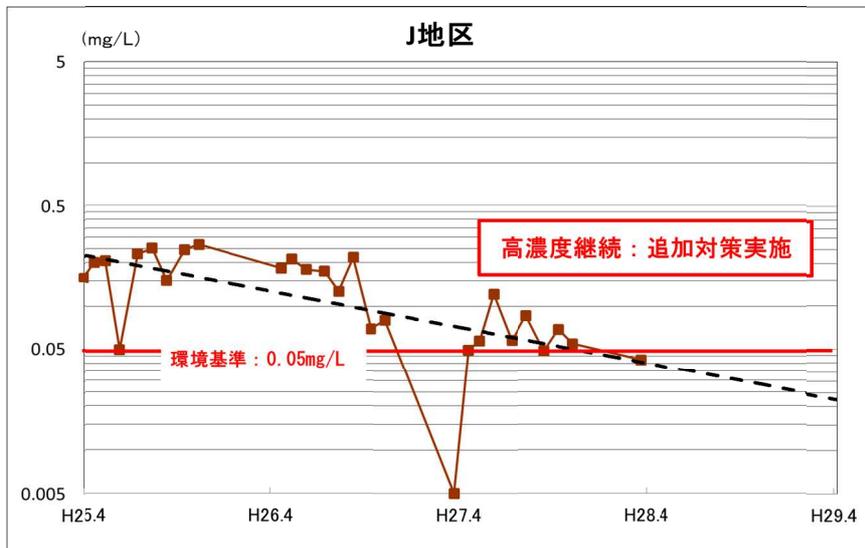
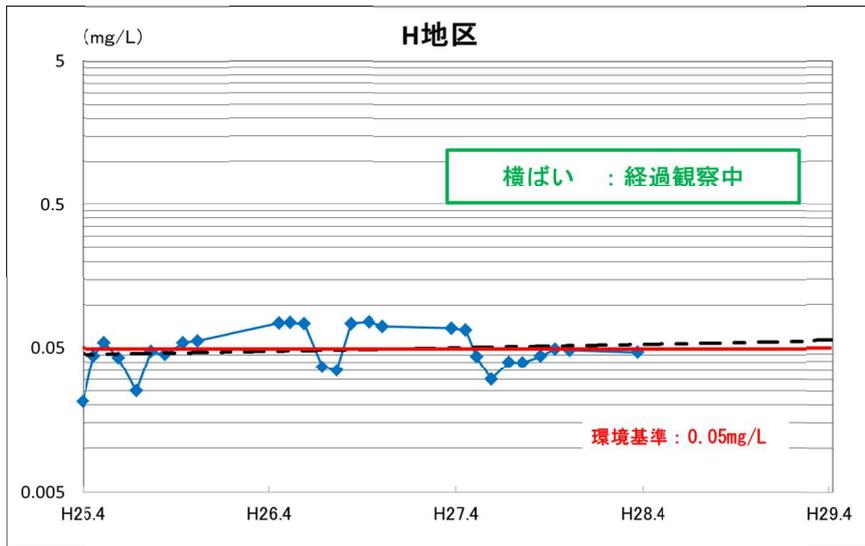


図2 地区毎の1,4-ジオキサン濃度の推移(3)

表1 1,4-ジオキサン濃度の推移

単位：mg/L 環境基準：0.05mg/L以下

地区名	井戸名	平成25年										平成26年										平成27年										平成28年				井戸名	地区名					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月			2月	3月	4月		
A	ヨ-4	0.13	0.13	0.11	0.15	0.12	0.48	0.17	0.18	0.12					0.095	0.10	0.11	0.12	0.077	0.12	0.15	0.14					0.15	0.14	0.18	0.18	0.18	0.16	0.17	0.15	0.16	0.042			0.14	ヨ-4	A	
	ヨ-5	0.074	0.089	0.10	0.082	0.023	0.014	0.064	0.064	0.13					0.16	0.20	0.22	0.24	0.26	0.29	0.30	0.085					0.11	0.34	-	-	0.33	0.29	0.30	0.34	0.098	0.22			0.17	ヨ-5		
	ヨ-6	0.23	<0.005	0.097	0.025	<0.005	<0.005	0.022	0.034	0.017					0.022	0.025	0.028	0.014	<0.005	0.020	0.029	0.020					<0.005	0.030	0.026	0.019	0.031	0.028	0.029	0.028	0.016	-			0.019	ヨ-6		
	1-⑤-㊦	0.11	0.56	0.62	0.59	0.62	0.59	0.65	0.63	0.76					0.83	0.72	0.68	0.61	0.72	0.59	0.65	0.60					0.59	0.65	0.78	0.67	0.52	0.53	0.45	0.49	0.50	0.56			0.64	1-⑤-㊦		
	大型井戸	-	-	-	-	-	-	-	-	-					-	-	-	-	-	-	-	-					-	-	-	-	0.053	0.061	0.072	0.078	0.092	0.069	0.093	0.057	0.066	大型井戸		
B	ヨ-1	7.1	7.8	6.8	0.82	0.10	0.41	0.15	6.5	5.1					4.8	0.70	1.7	0.064	0.53	5.6	0.12	4.8					0.009	5.4	4.9	4.6	2.7	0.22	0.11	0.57	0.11	0.46			0.40	ヨ-1	B	
	ヨ-2	1.9	1.6	8.2	2.0	0.64	0.38	3.0	6.0	3.2					4.0	2.6	0.82	0.50	0.57	2.8	0.71	0.97					0.14	0.41	3.3	1.8	3.4	2.9	2.8	-	-	-			-	ヨ-2		
	ヨ-3	0.38	0.82	0.40	0.36	0.80	0.33	0.84	1.2	0.58					0.83	0.22	0.13	0.54	0.47	1.1	0.75	0.39					0.049	0.80	1.2	0.27	0.47	0.11	0.16	0.25	0.18	0.33			0.23	ヨ-3		
	B地区貯水池																										0.35	0.21	0.042	0.048	0.048	0.094	0.026	0.16	0.023	1.0	2.4	0.58	0.31	B地区貯水池		
D	ヨ-7	0.007	0.009	0.006	0.005	0.013	0.010	0.013	<0.005	0.009					0.008	0.007	0.005	0.007	<0.005	<0.005	0.005	<0.005					<0.005	0.005	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005	0.006	0.006	-			0.007	ヨ-7		
	ヨ-8	0.28	0.39	0.17	0.64	0.68	0.96	0.22	1.2	0.35					0.71	0.34	0.91	0.70	0.37	0.47	0.006	0.047					0.031	0.028	0.035	0.087	0.024	0.066	0.064	0.15	0.051	0.17			0.058	ヨ-8		
	大型井戸	-	-	-	-	-	-	-	-	-					-	-	-	-	-	-	-	-					-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.059	0.10	0.074	0.095	大型井戸		
E	ヨ-9	0.18	0.17	0.22	0.16	0.15	0.17	0.014	<0.005	<0.005	休止	休止	休止	休止	0.070	0.061	0.065	0.042	<0.005	0.052	0.054	<0.005	休止	休止	休止		0.045	0.036	0.046	0.043	0.050	0.048	0.046	0.034	0.050	-			0.005	ヨ-9	E	
G	ヨ-11	0.053	0.062	0.072	0.051	0.037	0.035	0.049	0.041	0.039					0.073	0.17	0.090	0.093	0.089	0.012	<0.005	<0.005					<0.005	<0.005	<0.005	0.011	0.020	0.020	0.017	0.018	0.014	-			0.005	ヨ-11	G	
H	ヨ-12	0.005	-	-	-	-	-	-	-	-					-	-	-	-	-	-	-	-					-	-	0.008	0.006	-	-	-	-	-	-			-	ヨ-12		
	ヨ-13	0.046	0.033	0.050	0.030	<0.005	0.037	0.042	0.049	0.062					0.099	0.096	0.098	0.019	0.013	0.098	0.096	0.090					0.084	0.082	0.090	0.082	0.054	0.065	0.045	0.085	0.088	0.062			0.059	ヨ-13		
	ヨ-14	0.008	-	-	-	-	-	-	-	-					-	-	-	-	-	-	-	-					-	-	<0.005	<0.005	-	-	-	-	-	-			-	ヨ-14		
	ヨ-15	<0.005	-	-	-	-	-	-	-	-					-	-	-	-	-	-	-	-					-	-	0.063	0.006	-	-	-	-	-	-			-	ヨ-15		
	北調整池集水井(東)	-	-	-	-	-	-	-	-	-					-	-	-	-	-	-	-	-					-	-	-	-	0.030	0.013	0.061	0.040	0.034	-			0.040	北調整池集水井(東)		
	北調整池集水井(西)	-	-	-	-	-	-	-	-	-					-	-	-	-	-	-	-	-					-	-	-	-	0.019	0.025	0.018	0.016	0.020	-			0.021	北調整池集水井(西)		
J	ヨ-16	0.041	0.013	0.012	0.009	0.043	0.030	0.024	0.032	0.020					0.019	0.025	0.016	0.006	0.026	0.020	0.011	0.008					<0.005	0.012	0.013	0.026	0.018	0.019	0.014	0.014	0.009	-			0.014	ヨ-16		
	ヨ-17	0.012	0.019	0.040	0.035	0.073	0.051	0.043	0.024	0.028					0.021	0.027	0.016	0.013	0.007	0.012	0.007	0.008					<0.005	<0.005	0.005	0.005	<0.005	0.005	0.005	0.006	0.005	-			<0.005	ヨ-17		
	大型井戸	-	-	-	-	-	-	-	-	-					-	-	-	-	-	-	-	-					-	-	-	-	0.11	0.090	0.097	0.097	0.11	0.080	0.064			0.064	大型井戸	
K	H18-4	0.81	-	0.22	0.33	0.12	0.089	0.012	0.050	0.008					0.070	0.048	-	0.046	0.010	0.013	0.012	0.012					0.010	0.011	0.015	0.016	0.015	0.017	0.019	0.022	0.015	-			0.011	H18-4	K	
N	大口徑北	-	0.28	0.27	0.31	0.17	0.27	0.019	0.069	0.014	0.097	0.090	0.092	0.008	0.070	0.074	0.097	0.085	0.077	0.079	0.085	0.082	0.082	0.080	0.071		0.026	0.062	0.079	0.075	0.052	0.043	0.040	0.052	0.054	0.049	0.064	0.060	0.040	大口徑北		
	大口徑南	-	0.11	0.097	0.13	0.094	0.065	0.064	0.029	0.018	0.015	0.022	0.020	0.013	0.013	0.015	0.018	0.018	0.013	0.01	0.011	0.011	0.011	0.010	0.009		0.007	0.009	0.010	0.013	0.007	0.007	0.007	0.007	0.008	0.007	0.007	0.007		0.005	大口徑南	
O	ヨ-18	0.045	0.056	0.063	0.043	0.050	0.045	0.057	0.008	0.020					0.021	0.044	0.047	0.043	<0.005	0.039	0.030	0.027					0.007	0.022	0.036	0.032	0.029	0.021	0.020	0.041	0.044	-			0.026	ヨ-18		
	ヨ-19	0.037	0.033	0.039	0.029	0.024	0.035	0.045	0.024	0.021					0.014	0.013	0.015	0.016	0.020	0.016	0.016	0.017					0.026	0.015	0.012	0.008	0.012	0.014	0.019	0.022	0.022	-			0.036	ヨ-19		
地区外A西側	大口徑A	-	-	-	-	-	-	-	-	-					-	-	-	-	0.018	0.077	0.14	0.11	0.093	0.13	0.15	0.057		0.061	0.18	0.23	0.14	0.19	0.14	0.20	0.23	0.12	0.20	0.24	0.13	0.13	大口徑A	地区外A西側

地区名	井戸名	平成25年										平成26年										平成27年										平成28年				井戸名	地区名								
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月			2月	3月	4月					
B	イ-1	2.3	0.080	0.46	0.58	0.17	0.98	0.86	0.64	0.44	0.61					0.62	0.54	0.53	0.46	0.26	0.55	0.54	<0.005	<0.005	0.088					0.008	<0.005	<0.005	0.006	<0.005	0.014	<0.005	<0.005	0.016	0.012				0.014	イ-1	B
D	イ-24	0.23	0.26	0.19	0.18	0.48	0.40	0.21	0.22	0.21	0.19					0.19	0.15	0.19	0.22	0.16	0.12	0.14	0.13	0.064	0.095					0.10	0.090	0.071	0.10	0.040	0.051	0.073	0.078	0.095	0.16	0.16			0.16	イ-24	D
F	イ-3	0.32	0.39	0.44	0.35	0.10	0.16	0.12	0.074	0.32	0.28					<0.005	0.026	0.076	0.071	0.068	<0.005	0.094	0.014	0.066	<0.005					<0.005	<0.005	0.039	0.032	0.023	0.019	0.026	0.028	0.014	<0.005	0.005			0.005	イ-3	F
G	イ-4	0.016	0.071	0.034	0.052	0.12	0.10	0.11	0.065	0.080	0.092					0.088	0.075	0.065	0.069	0.091	0.072	0.056	0.041	0.033	0.020					0.017	0.022	0.014	0.013	0.006	0.015	<0.005	0.008	0.005	<0.005	<0.005			<0.005	イ-4	G
H	イ-9	0.047	0.056	0.060	0.056	0.050	0.068	0.049	0.061	0.051	0.051					0.068	0.051	0.055	0.050	0.055	0.057	0.051	0.057	0.052	0.052					0.054	0.052	0.058	0.057	0.057	0.056	0.053	0.057	0.053	0.051	0.069			0.069	イ-9	H
J	イ-6-1	0.42	0.37	0.29	0.086	0.47	0.49	0.46	0.67	0.80	0.48					0.53	0.64	0.58	0.48	0.51	0.29	0.72	<0.005	0.062	0.58					<0.005	<0.005	<0.005	0.34												

3 A-B地区境界部の対策（本年4月～）

平成27年6月から実施したA-B地区境界部の土壌調査により、砂層を中心に高濃度汚染が確認されたことから、当該汚染土壌（図3の青い範囲）を11月までに掘削除去した。

- しかし、その南側及び北側（図3の緑色の網掛け範囲）にはまだ高濃度の汚染土壌が残っていることから、現在、掘削除去を開始している。
- 北側（ヨ-1周辺）については可能な限り追加の掘削除去を行うとともに、汚染地下水を集水するための横ボーリングを施工する。

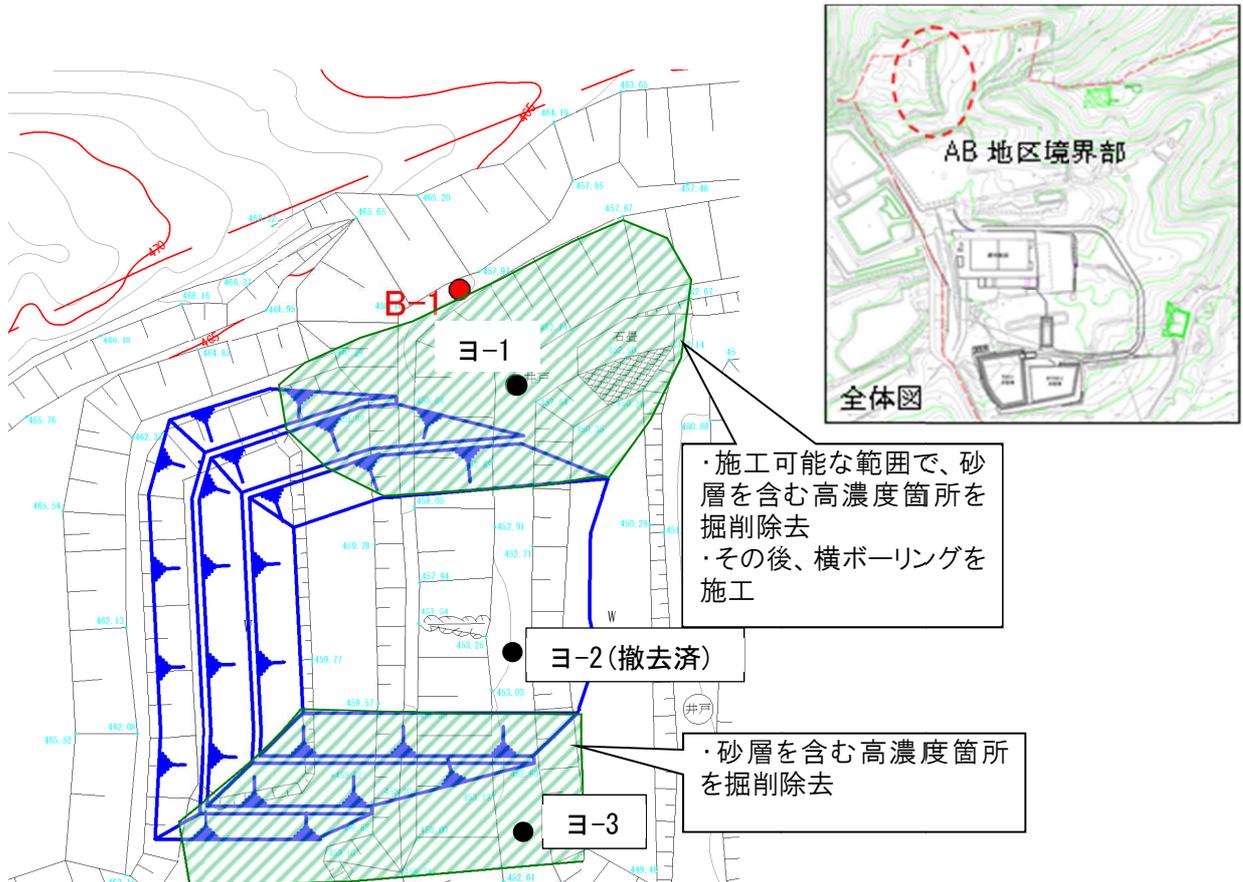


図3 A-B地区境界部の対策範囲

4 A地区西側の土壌調査結果（本年4月～）（図4参照）

平成27年12月のA地区西側の汚染調査により、地下水で高濃度が継続している井戸（1-⑤-ウ）の付近（No.8地点）において、地下10m前後のローム層・砂層で高濃度の汚染が確認された。

- そのため、本年4月から汚染範囲の特定のためのボーリング調査を実施した。
- その結果、概ね南北20m×東西20mの範囲で、深さ10m前後のローム層・砂層（厚さ5m程度）で高濃度の汚染が確認された。

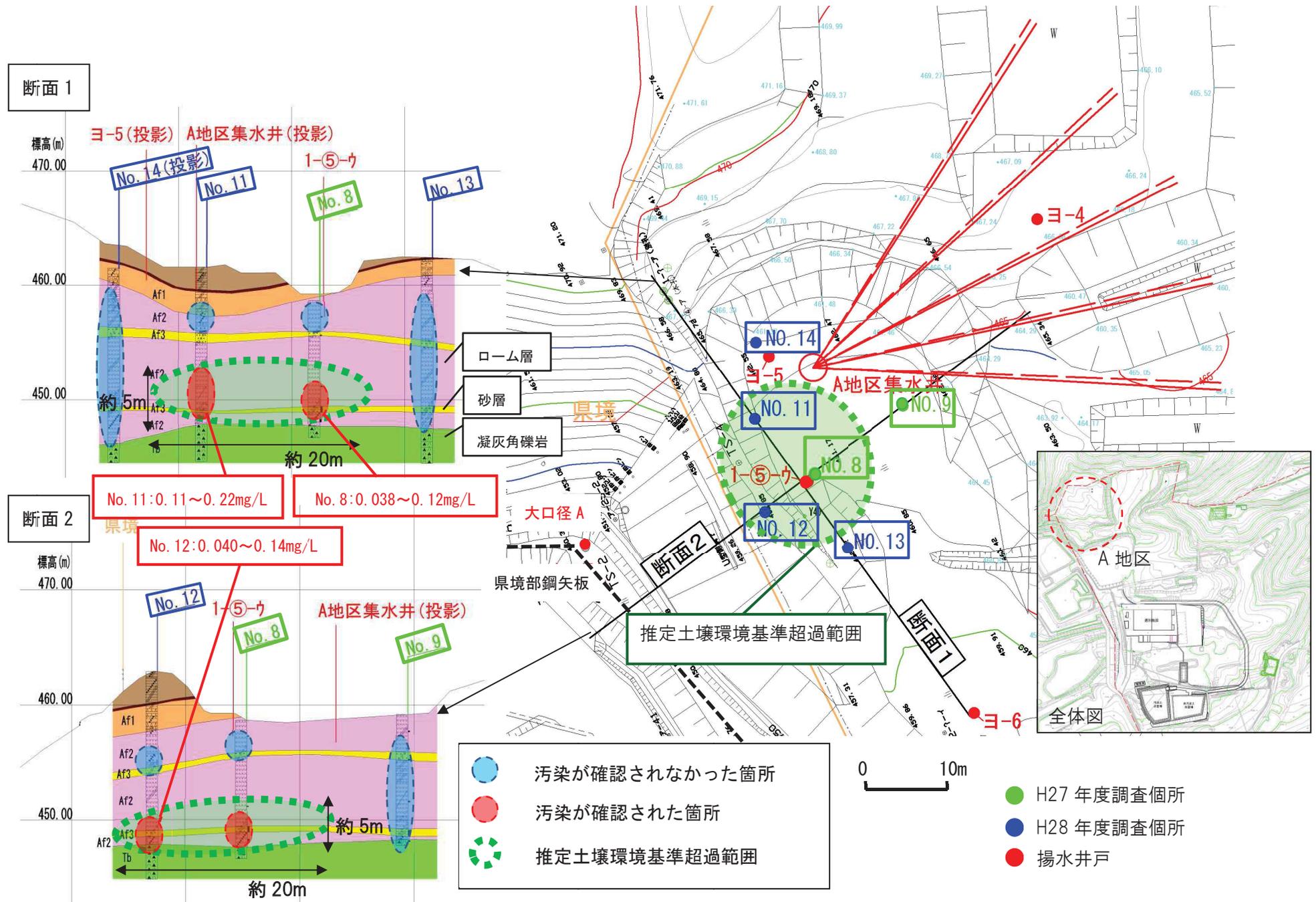


図4 A地区西側土壌の1,4-ジオキサン調査結果

5 今後の対応

既存井戸による洗出処理を継続するとともに、高濃度が継続している地区において、次のような重点対策を実施します。【対策の詳細は図5～図8】

- A-B地区境界部において、可能な範囲で高濃度土壌掘削除去を行い（7月完了予定）、集水管（横ボーリング）設置の追加対策を早期に実施。
- A地区西側において、汚染土壌の掘削除去、集水管（横ボーリング）設置等の追加対策を検討のうえ、早期に対策を実施。【図6～図8】
- J地区（北側）において、大型集水井（横方向の集水管を設置）を設置。（8月完了予定）

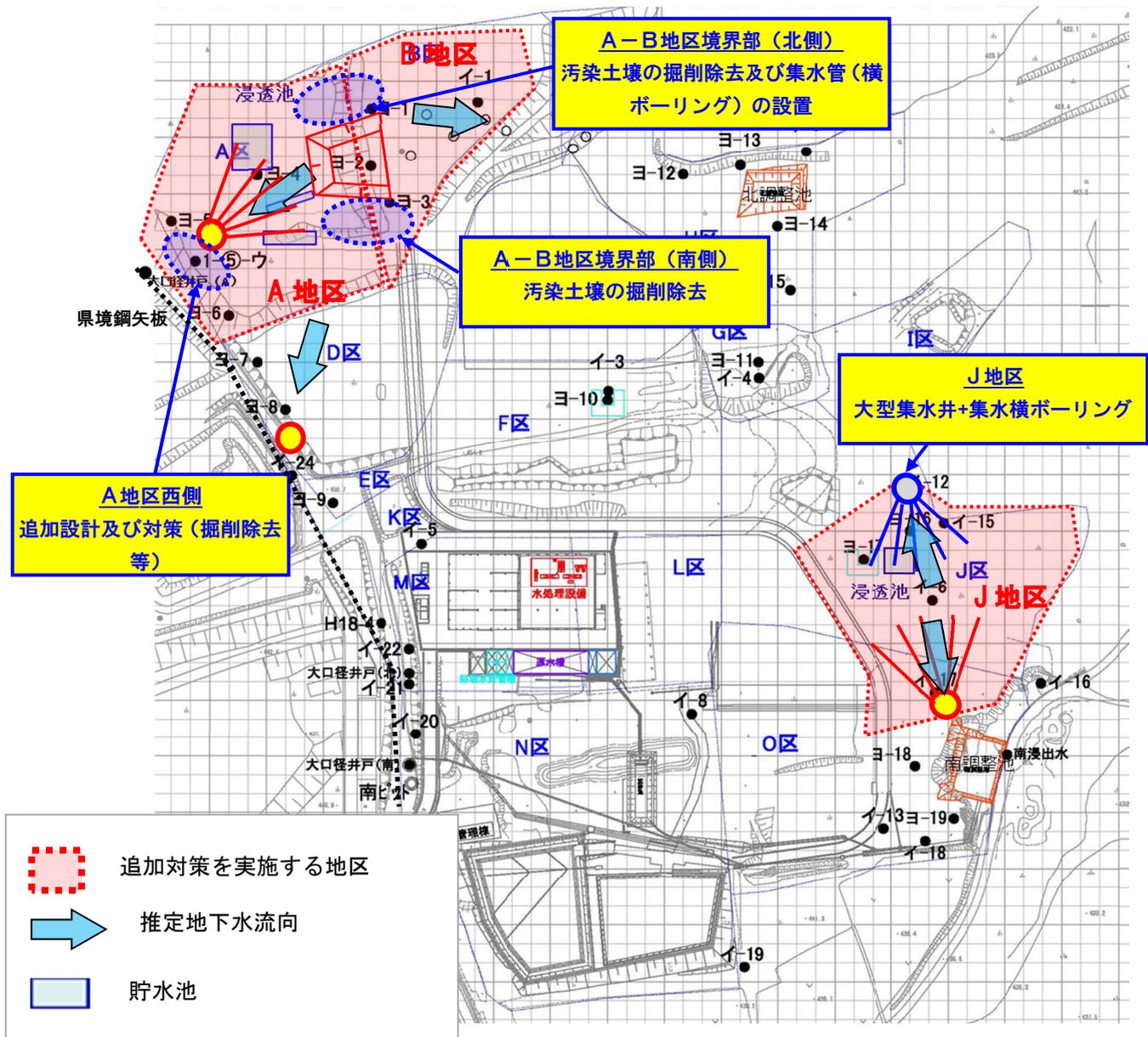


図5 今後の浄化対策計画図

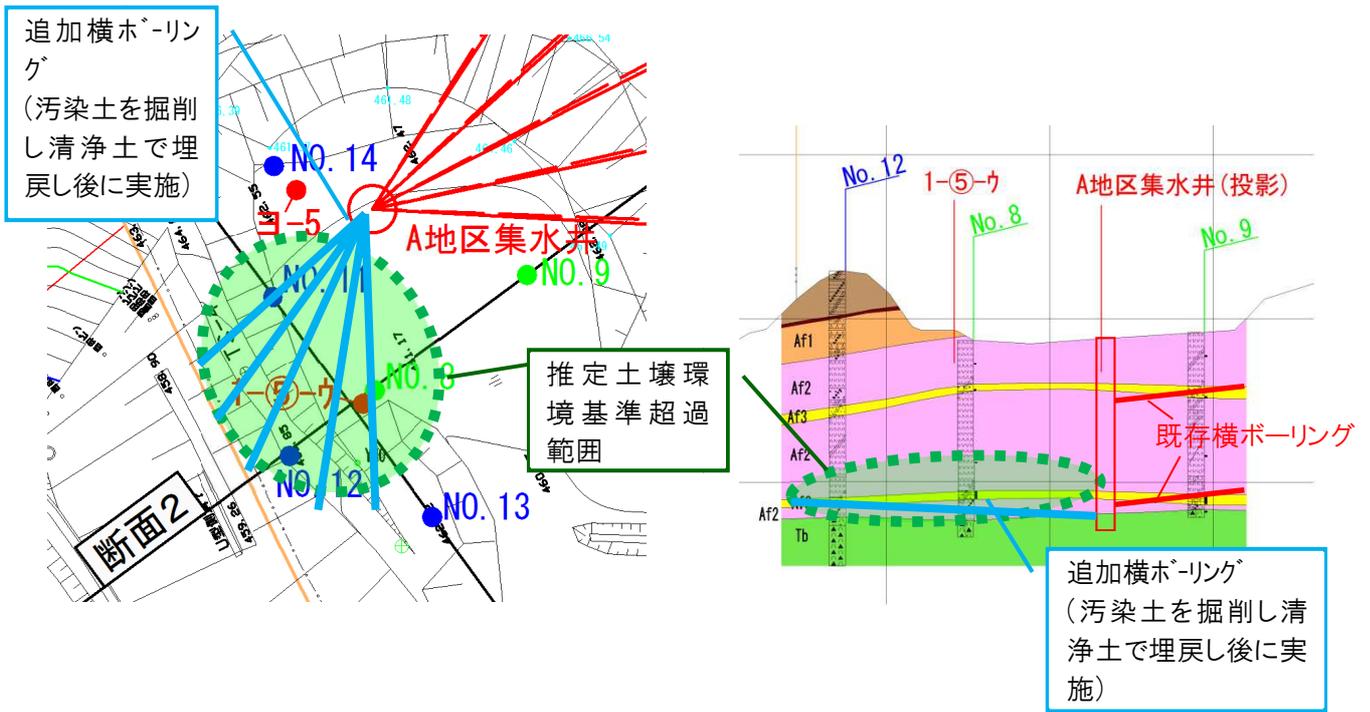


図6 A地区西側の追加対策イメージ



図7 土留め支保工による汚染土掘削除去 (N地区での事例)



図8 横ボーリングによる地下水排水促進状況 (A地区での事例)

参考 水処理施設の運転状況（本年2月～5月）

(1) 監視体制

原水（汚染地下水）、処理水等について、1,4-ジオキサンを週1回、揮発性有機化合物（VOC）及び重金属等を月1回、環境基準の評価方法（公定法）により測定しています。

(2) 監視結果

水処理施設は概ね安定に稼働しており、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除き、処理水は環境基準に適合していました。

表2 原水及び処理水の1,4-ジオキサン濃度 単位：mg/L 基準値：0.05mg/L以下

採水日	平成28年											
	2/22	3/2	3/7	3/14	3/22	3/28	4/4	4/13	4/18	4/25	5/11	5/13
原水	0.11	0.13	0.15	0.13	0.15	0.22	0.14	0.092	0.093	0.062	0.048	0.053
処理水	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

○硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が本年3月、4月に処理水槽で基準を超えたことから、引き続き、当該物質のモニタリング結果を注視していきます。

表3 処理水の水質測定結果 単位：mg/L 基準値：10mg/L以下

採水日	H28.2.3	H28.3.2	H28.4.13
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10	15	19

N地区汚染土壌対策について

1 概況（平成19年度～）

N地区において、廃溶剤のドラム缶等が不法投棄された周辺の87区画（各10m四方）から揮発性有機化合物（VOC）が検出されたため、土壌浄化を実施しています。

- 微生物処理、洗出処理等により、濃度が当初の1/100～1/1000程度となっており、低下傾向。

【図1】

- 地下水で基準超過が継続していた西側において、本年4月以降土壌浄化の準備を進め、パワーブレンダーによるフェントン工を実施中

- この結果、今夏には、これまでN地区で実施していた各区画での浄化対策を終了する見込。（N地区全体での地下水の揚水は継続）



パワーブレンダーによるフェントン工の状況（5/24撮影）

図1 N地区の状況

2 地下水調査結果（本年3月）

平成28年3月に汚染残留区画等について調査（調査対象：H27. 12の基準超過区画）を実施しました。

【図2】

- 平成28年3月の基準超過は7区画のうち4区画。
- キャッピングシート除去後（平成25年度以降）、地下水の流向である東側から西側に超過区画が移動し、順次低下傾向。
- 基準超過が続いていた西側において、c-4、d-5、e-4区画が基準適合。

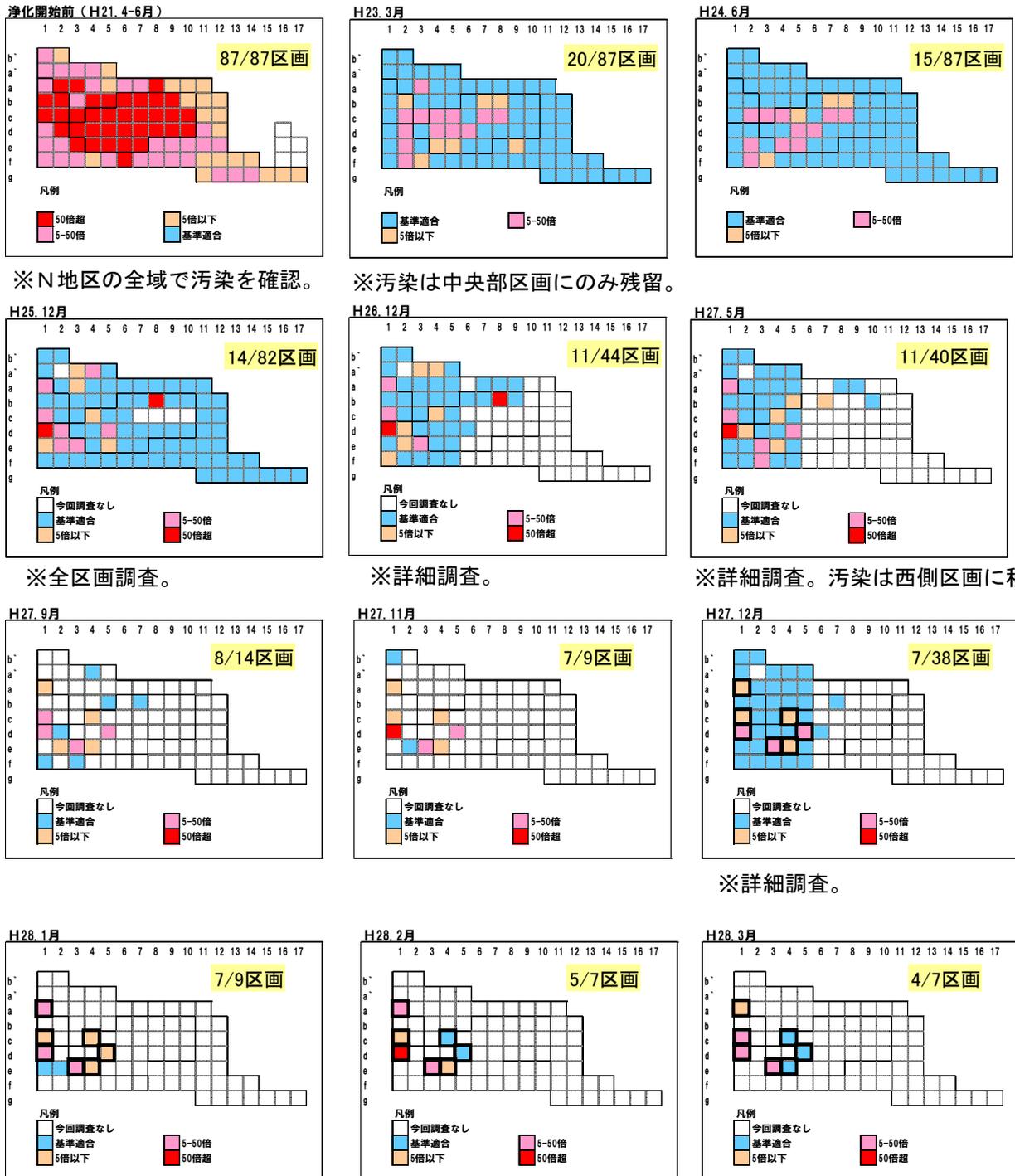


図2 N地区の浄化の進捗状況

表1 平成28年3月の調査結果 (単位 mg/L)

項目	a-1 (イ-21)	c-1	c-4	d-1 (揚水井戸)	d-5	e-3	e-4	環境基準
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.007	<0.002	0.02
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
1,2-ジクロロエタン	0.0075	0.018	<0.0004	0.024	0.0014	0.0067	0.0039	0.004
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1
1,2-ジクロロエチレン	0.065	0.065	<0.004	0.13	0.036	0.023	<0.004	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	0.0046	0.0060	<0.0005	0.0062	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006
トリクロロエチレン	0.044	0.084	<0.001	0.090	0.009	0.004	<0.001	0.01
テトラクロロエチレン	0.021	0.028	0.0010	0.028	0.0066	0.0058	<0.0005	0.01
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
ベンゼン	0.017	0.19	<0.001	0.21	0.006	0.11	<0.001	0.01

■ 基準適合 ■ 5倍以下 ■ 5-50倍 ■ 50倍超

3 土壌調査結果 (本年4月)

追加対策 (フェントン工) の実施を検討していた7区画のうち、地下水が比較的低濃度 (基準の5倍以下) で推移していた3区画 (c-1、c-4、e-4) において、土壌調査を行いました。【図3~5】

- その結果、c-1において基準の100%のベンゼン等比較的高濃度の汚染が確認されましたが、c-4、e-4では基準を大きく下回りました (2割未満)。
- c-4、e-4においては本年3月に地下水でも基準超過がなかったことから、追加対策 (フェントン工) を実施しないこととしました。

標高	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	ベンゼン
444m	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
443m	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
442m	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
441m	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
440m	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
439m	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
438m	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
437m	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
436m	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
435m	ND	ND	0.0011	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002
434m	ND	ND	0.0010	ND	0.004	ND	ND	ND	ND	ND	0.002
433m	ND	ND	0.0008	ND	0.004	ND	ND	ND	ND	ND	0.001
432m	ND	ND	0.0013	ND	0.004	ND	ND	0.002	0.0006	ND	ND
431m	0.004	ND	0.0024	ND	0.005	ND	ND	0.006	0.0028	ND	0.010
430m	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
429m	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002
土壌基準	0.02	0.002	0.004	0.02	0.04	1	0.006	0.03	0.01	0.002	0.01
地下水(3月)	ND	ND	0.018	ND	0.065(※)	0.0060	ND	0.084	0.028	ND	0.19
地下水基準	0.02	0.002	0.004	0.02	0.04	1	0.006	0.01	0.01	0.002	0.01

※地下水は1,2-ジクロロエチレンの測定結果

■ 基準適合 ■ 基準5倍以下 ■ 基準50倍以下 ■ 要対策範囲

図3 c-1区画の土壌溶出試験結果 (単位 mg/L)

標高	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	ベンゼン
444m	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
443m	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
442m	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
441m	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
440m	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
439m	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
438m	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
437m	ND	ND	0.0005	ND	0.005	ND	ND	ND	0.0011	ND	ND
436m	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
435m	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
434m	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
土壌基準	0.02	0.002	0.004	0.02	0.04	1	0.006	0.03	0.01	0.002	0.01
地下水(3月)	ND	ND	0.0039	ND	ND(※)	ND	ND	ND	ND	ND	ND
地下水基準	0.02	0.002	0.004	0.02	0.04	1	0.006	0.01	0.01	0.002	0.01

※地下水は1,2-ジクロロエチレンの測定結果

■ 基準適合 ■ 基準5倍以下 ■ 基準50倍以下 ■ 要対策範囲

図5 e-4区画の土壌溶出試験結果 (単位mg/L)

標高	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	ベンゼン
444m	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
443m	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
442m	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
441m	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
440m	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
439m	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
438m	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
437m	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
436m	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
435m	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
434m	ND	ND	0.0007	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001
433m	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
432m	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
431m	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
430m	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
環境基準	0.02	0.002	0.004	0.02	0.04	1	0.006	0.03	0.01	0.002	0.01
地下水(3月)	ND	ND	ND	ND	ND(※)	ND	ND	ND	0.0010	ND	ND
地下水基準	0.02	0.002	0.004	0.02	0.04	1	0.006	0.01	0.01	0.002	0.01

※地下水は1,2-ジクロロエチレンの測定結果

■ 基準適合 ■ 基準5倍以下 ■ 基準50倍以下 ■ 要対策範囲

図4 c-4区画の土壌溶出試験結果 (単位 mg/L)

参考 その他区画の土壤調査結果（再掲：H26～H27実施）

標高	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	ベンゼン
444m	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
443m	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
442m	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002
441m	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
440m	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
439m	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002
438m	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
437m	ND	ND	0.0008	ND	0.004	ND	ND	ND	0.0005	ND	0.002
436m	ND	ND	0.0007	ND	0.004	ND	ND	ND	ND	ND	0.002
435m	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
434m	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
環境基準	0.02	0.002	0.004	0.02	0.04	1	0.006	0.03	0.01	0.002	0.01

■ 基準適合 ■ 基準5倍以下 ■ 基準50倍以下 ■ 要対策範囲

図6 a-1区画の土壤溶出試験結果(単位mg/L)

標高	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	ベンゼン
444m	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
443m	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
442m	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
441m	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
440m	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
439m	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
438m	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0068	ND	0.001
437m	ND	ND	0.0004	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001
436m	ND	ND	0.0009	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.003
435m	ND	ND	0.0011	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.007
434m	ND	ND	0.0004	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002
433m	ND	ND	0.0004	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.006
432m	ND	ND	0.0025	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.018
431m	ND	ND	0.0015	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.019
430m	ND	ND	0.0007	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002
429m	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
環境基準	0.02	0.002	0.004	0.02	0.04	1	0.006	0.03※	0.01	0.002	0.01

■ 基準適合 ■ 基準5倍以下 ■ 基準50倍以下 ■ 要対策範囲

図7 d-1区画の土壤溶出試験結果(単位mg/L)

標高	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	ベンゼン
444m	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
443m	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
442m	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
441m	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
440m	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
439m	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
438m	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001
437m	ND	ND	0.0004	ND	0.004	ND	ND	ND	0.0006	ND	0.002
436m	ND	ND	0.0022	ND	0.027	0.0017	ND	0.008	0.0081	ND	0.004
435m	ND	ND	ND	ND	0.004	ND	ND	ND	0.0005	ND	ND
環境基準	0.02	0.002	0.004	0.02	0.04	1	0.006	0.03	0.01	0.002	0.01

■ 基準適合 ■ 基準5倍以下 ■ 基準50倍以下 ■ 要対策範囲

図8 d-5区画の土壤溶出試験結果(単位mg/L)

標高	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	ベンゼン
444m	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
443m	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
442m	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
441m	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002
440m	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
439m	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
438m	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.003
437m	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.003
436m	ND	ND	0.0015	ND	0.013	ND	ND	0.002	0.001	ND	0.005
環境基準	0.02	0.002	0.004	0.02	0.04	1	0.006	0.03	0.01	0.002	0.01

■ 基準適合 ■ 基準5倍以下 ■ 基準50倍以下 ■ 要対策範囲

図9 e-3区画の土壤溶出試験結果(単位mg/L)

4 本年度の対策

- 地下水で基準超過が継続している5区画（a-1、c-1、d-1、d-5、e-3）において、土壌浄化（パワーブレンダーによるフェントン工等）の対策を実施中。【図10】
- 10m四方の区画ごとの浄化対策は終了するが、対策終了後、大口径井戸（北）、（南）に加えて、今後設置予定の大型集水井でモニタリング及び揚水を継続する。

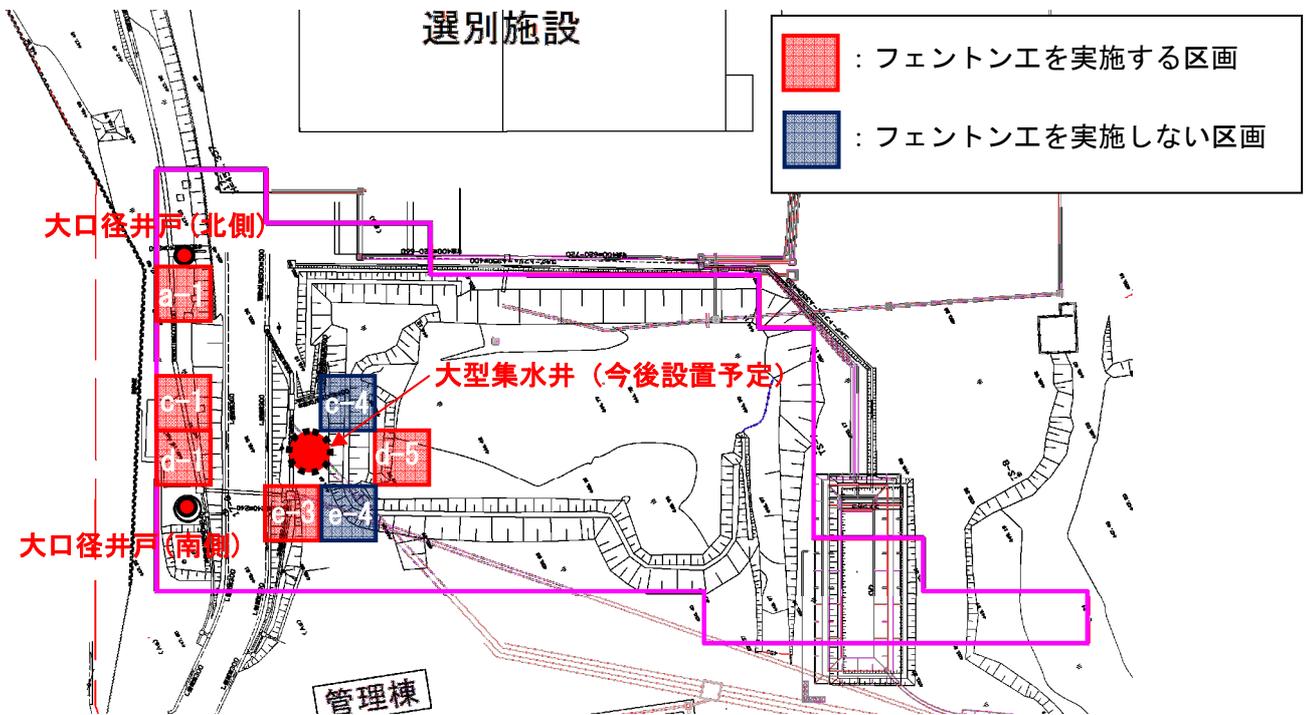


図10 N地区の追加対策区画

環境モニタリング（水質）

調査結果概要（モニタリング地点は、別紙図1及び図2参照。）

【1,4-ジオキサンの検出状況】

・4月の測定結果において、最高値はイ-24の0.16mg/l（基準値の3.2倍）

地域	地区	地点	9月	10月	11月	12月	1月	4月	基準値	
西側県境地 下水	D	イ-24	0.051	0.073	0.078	0.095	0.16	0.16	0.05	
	N	イ-20	<0.005	0.008	0.011	0.009	0.009	0.017		
		イ-21	0.048	0.067	0.046	0.051	0.084	0.050		
		イ-22	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.006		
場内中央部地下水	F	イ-8	0.022	0.007	0.021	0.017	<0.005	<0.005		
		イ-3	0.019	0.026	0.028	0.014	<0.005	0.005		
	B	イ-5	0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		
		イ-1※1	0.014	<0.005	<0.005	0.016	0.012	0.014		
	G	イ-4	0.015	<0.005	0.008	0.005	<0.005	<0.005		
	東側周辺部地下水	J	イ-6※2	0.18	<0.005	0.027	<0.005	<0.005		<0.005
			イ-12	0.012	0.038	0.051	<0.005	0.012		<0.005
		O	イ-15	0.12	0.14	0.22	0.19	0.16		0.15
イ-13			0.053	0.045	0.043	0.048	0.036	0.036		
イ-17			0.094	0.095	0.096	0.11	0.080	0.064		
H		イ-9	0.056	0.053	0.057	0.053	0.051	0.069		
地区外		イ-18	0.041	0.040	0.046	0.039	0.032	0.047		
	イ-10	/	/	/	/	/	/			
	イ-11	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005			
	イ-14	<0.005	0.008	0.008	<0.005	0.012	0.017			
	イ-16	<0.005	<0.005	0.016	0.008	<0.005	<0.005			
イ-19	0.011	0.012	0.012	0.010	0.009	0.024				
周辺表流水	直近の沢No.1		0.012	0.013	0.013	0.011	0.012	0.022		
	直近の沢No.2		0.006	0.007	<0.005	0.007	0.010	0.024		
	小端川上流		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		
	小端川下流		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		
	境沢上流		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		
	溜池		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		
	十文字川支流		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		
	北調整池		(欠測)	(欠測)	(欠測)	(欠測)	(欠測)	(欠測)		
	南調整池		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.011		
	北調整池浸出水		0.027	0.033	0.024	0.025	0.031	0.031		
	南調整池浸出水		0.006	0.009	0.013	0.013	0.012	0.018		

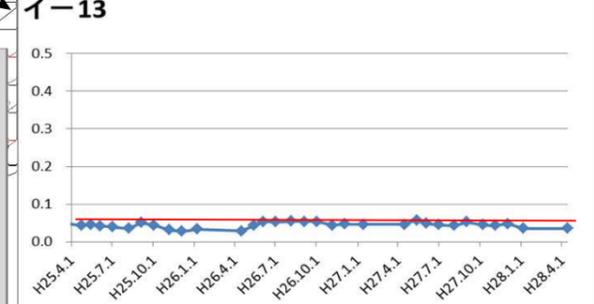
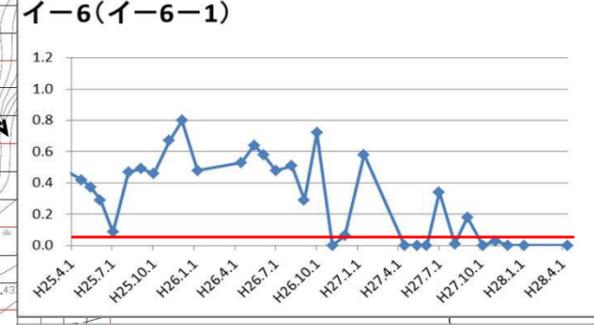
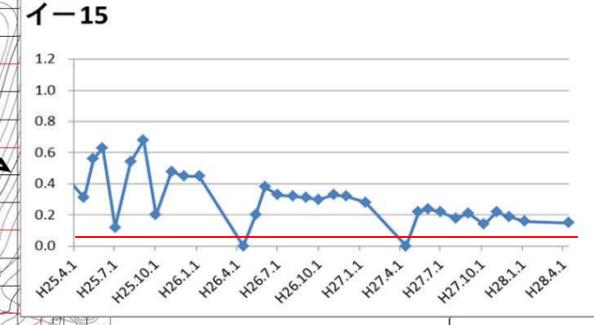
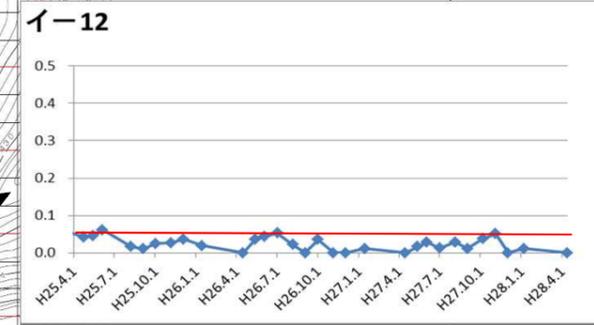
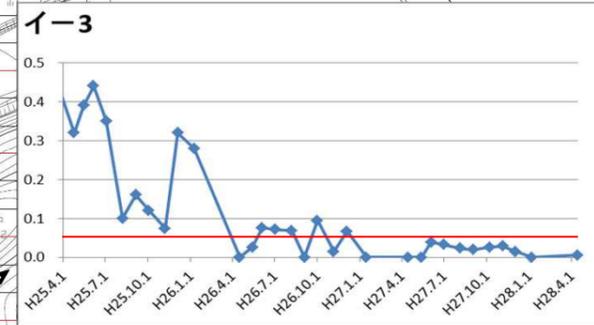
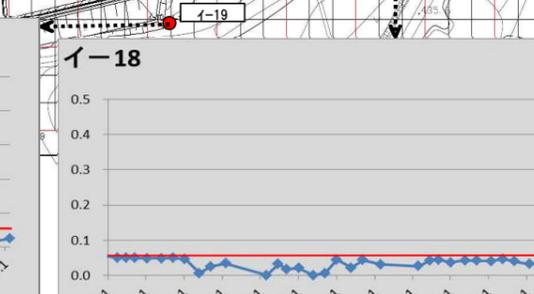
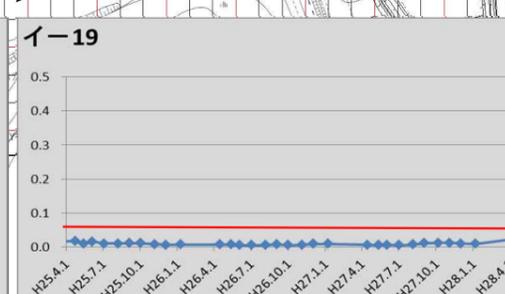
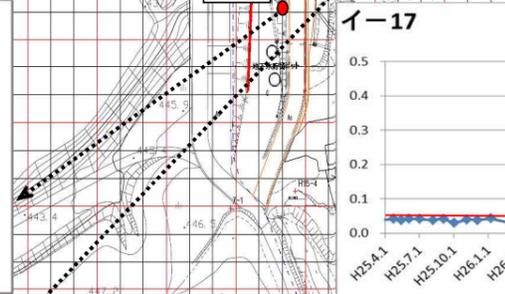
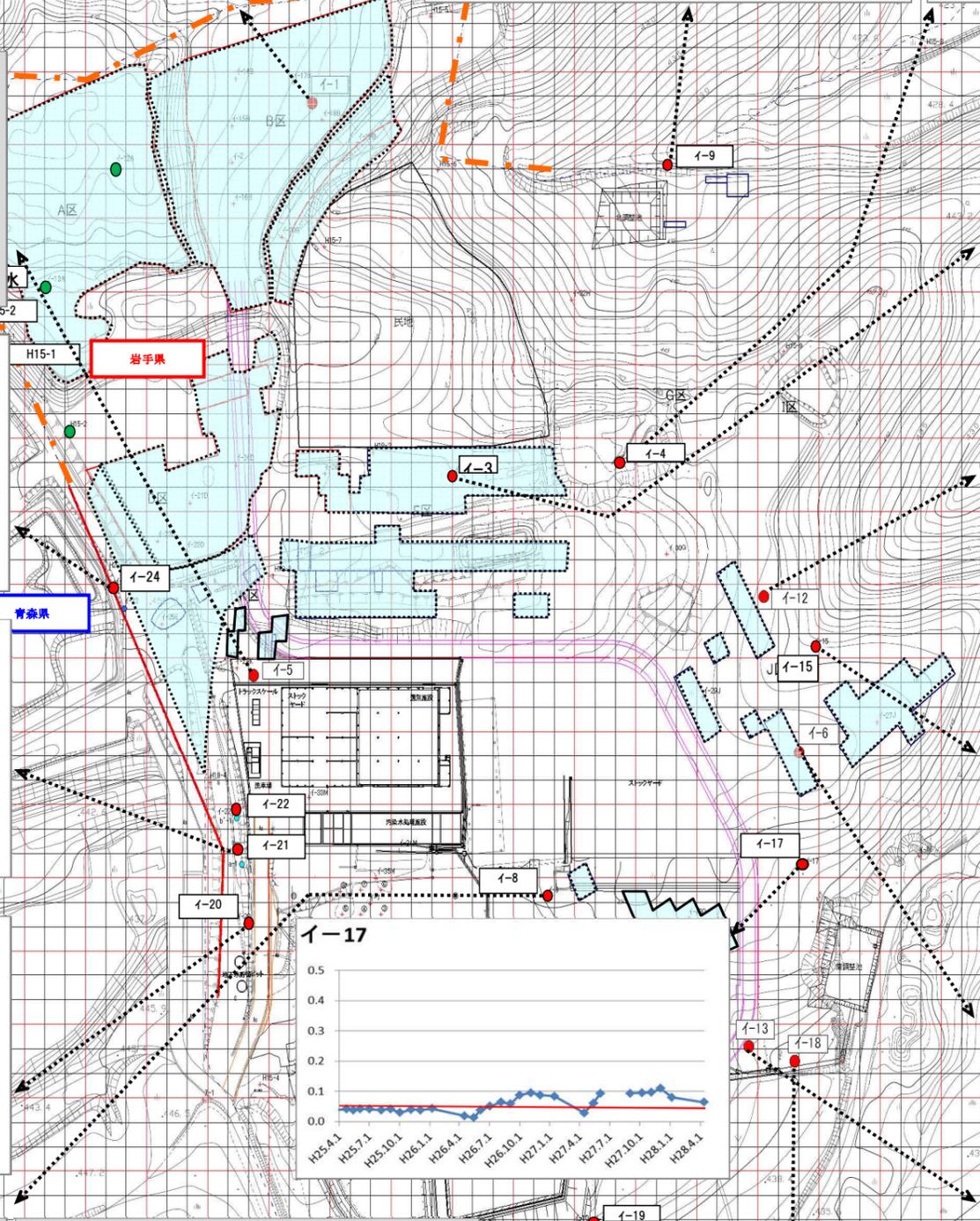
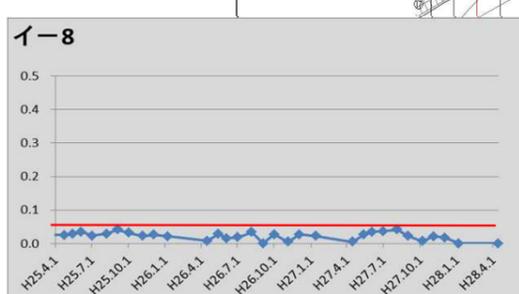
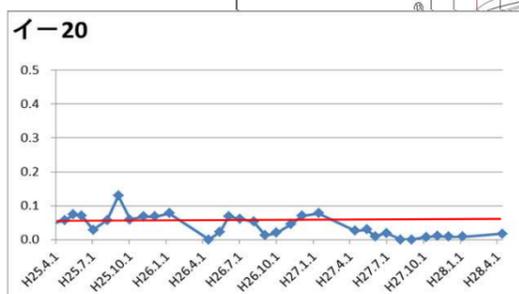
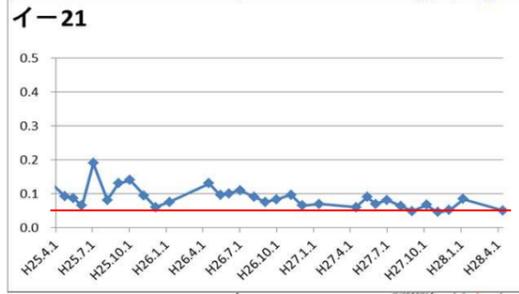
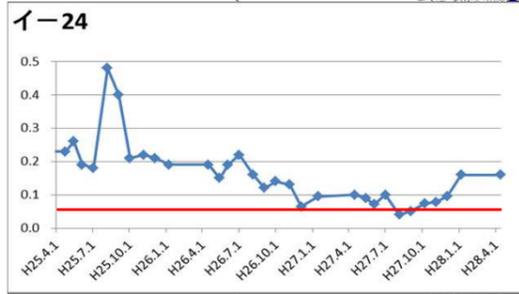
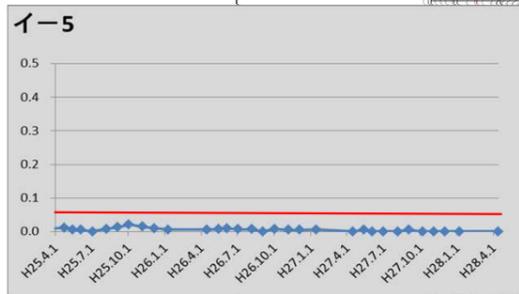
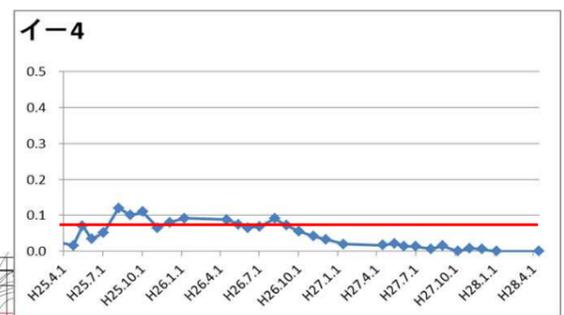
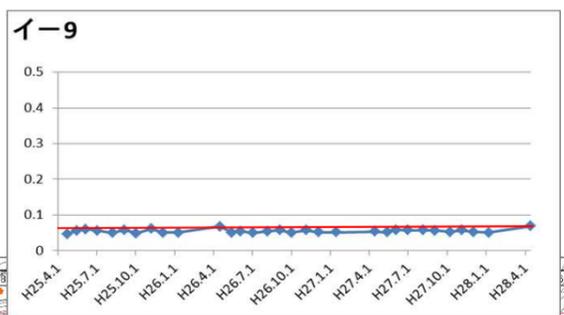
※1 代替井戸 6-②-ク ※2 代替井戸イ-6-1

(単位 : mg/l)

- ・基準値超過5倍未満は に着色。
- ・基準値超過5倍以上は に着色。

**岩手・青森県境不法投棄現場
における
1,4-ジオキサン濃度の経時変化**
〈H25.4~H28.4〉

凡例
 廃棄物撤去済箇所
 モニタリング井戸



①-1:周辺表流水(平成28年4月)												
	直近の沢 No.1	直近の沢 No.2	小端川上 流	小端川下 流	境沢上流	溜池	十文字川 支流	北調整池	南調整池	北調整池 浸出水	南調整池 浸出水	
採取日	4/13	4/13	4/13	4/13	4/13	4/13	4/13	-	4/13	4/13	4/13	
採取時間	11:58	11:18	9:20	8:03	11:41	9:43	8:46	-	10:19	9:44	10:04	
前日天候	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	-	晴	晴	晴	
当日天候	晴	晴	晴	曇	晴	晴	曇	-	晴	曇	晴	
気温(°C)	18.5	17.5	9.0	9.0	17.5	12.5	12.5	-	14.0	13.5	14.0	
採水地点の周辺状況	山林	山林	山林	平原及び山地	平原及び山地	平原及び山地	平原及び山地	山林	平原及び山地	山林	平原及び山地	
採水方法	PPピーカー	PPピーカー	PP柄杓	PP柄杓	PP柄杓	PP柄杓	PP柄杓	-	PP柄杓	直接	PPピーカー	
採取量(l)	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	-	1.1	1.1	1.1	
地下水位(-m)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
水温(°C)	10.6	12.4	7.5	6.1	13.0	8.5	6.5	-	9.1	7.5	10.5	
pH	7.3	7.2	7.3	7.4	7.2	6.6	7.6	-	7.5	6.7	6.0	
電気伝導度(mS/m)	39	29	16	7.8	21	18	9.0	-	99	49	39	
臭気	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	微土臭	無臭	-	無臭	無臭	無臭	
油膜	無	無	無	無	無	無	無	-	無	無	無	
濁り	澄明	澄明	澄明	澄明	澄明	澄明	澄明	-	澄明	澄明	澄明	
色	中黄色	明黄色	明褐色	明褐色	明黄色	明黄色	無色	-	明黄色	無色	無色	
流入	無	無	無	無	無	無	無	-	無	無	無	
特記事項								濁水のため採取不可				
検査項目	直近の沢 No.1	直近の沢 No.2	小端川上 流	小端川下 流	境沢上流	溜池	十文字川 支流	北調整池	南調整池	北調整池 浸出水	南調整池 浸出水	環境基準
1 カドミウム												0.003
2 全シアン												検出されないこと
3 鉛又はその化合物												0.01
4 六価クロム												0.05
5 砒素												0.01
6 総水銀												0.0005
7 アルキル水銀												検出されないこと
8 PCB												検出されないこと
9 ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		<0.002	<0.002	<0.002	0.02
10 四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
11 1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004		<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004
12 1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		<0.002	<0.002	<0.002	0.1
13 シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004		<0.004	<0.004	<0.004	0.04
14 1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		<0.0005	<0.0005	<0.0005	1
15 1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006
16 トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		<0.001	<0.001	<0.001	0.01
17 テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01
18 1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
19 チウラム												0.006
20 シマジン												0.003
21 チオベンガルブ												0.02
22 ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		<0.001	<0.001	<0.001	0.01
23 セレン												0.01
24 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素												10
25 ふっ素												0.8
26 ほう素												1
27 ダイオキシン類(log-TEQ/L)												1
28 pH(単位なし)	7.3	7.2	7.3	7.4	7.2	6.6	7.6		7.5	6.7	6.0	(河川A類型 6.5~8.5)
29 BOD												(河川A類型 2)
30 COD												(湖沼A類型 3)
31 SS												(河川A類型 25)
32 全窒素												(湖沼II類型 0.2)
33 全燐												(湖沼II類型 0.01)
34 電気伝導度(mS/m)	39	29	16	7.8	21	18	9.0		99	49	39	通常河川 10程度
35 塩素イオン												飲料水水質基準200
36 トルエン	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06		<0.06	<0.06	<0.06	(指針値)0.6
37 キシレン	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04		<0.04	<0.04	<0.04	(指針値)0.4
38 1,4-ジオキサン	0.022	0.024	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		0.011	0.031	0.018	0.05
ろ過後の値:砒素												
ろ過後の値:総水銀												

単位は特に記載がない限り、mg/L

環境基準を超過した観測値
指針値を超過した観測値
環境基準、要監視項目指針値設定項目で、定量下限値を超えて検出された観測値

②-1: 場内地下水(平成28年4月)									
	イ-1(6-②-カ) (No.1)	イ-2 (No.2)	イ-3 (No.3)	イ-4 (No.4)	イ-5 (No.5)	イ-6(イ-6-1) (No.6)	イ-7 (No.7)	イ-8 (No.8)	
採取日	4/13	-	4/13	4/13	4/13	4/13	-	4/13	
採取時間	10:08	-	11:10	11:00	8:56	12:20	-	11:26	
前日天候	晴後曇	-	晴	晴	晴	晴	-	晴	
当日天候	晴	-	曇	曇	曇	曇	-	曇	
気温(°C)	13.5	-	17.0	16.5	11.0	17.0	-	17.0	
採水地点の周辺状況	平原及び山地	平原及び山地	平原及び山地	平原及び山地	平原及び山地	平原及び山地	平原及び山地	平原及び山地	
採水方法	SUSペーラー	-	SUSペーラー	SUSペーラー	SUSペーラー	SUSペーラー	-	SUSペーラー	
採取量(l)	0.6	-	1.5	1.5	1.5	1.5	-	1.5	
地下水位(-m)	0.4	-	2.6	4.8	7.9	12.5	-	7.2	
水温(°C)	8.3	-	9.8	12.6	10.5	13.4	-	12.5	
pH	7.0	-	6.6	7.7	6.5	7.6	-	6.6	
電気伝導度(mS/m)	51	-	110	27	44	46	-	55	
臭気	無臭	-	微川藻臭	微金属臭	中金属腐敗臭	無臭	-	無臭	
油膜	無	-	無	無	無	無	-	無	
濁り	澄明	-	澄明	澄明	弱濁	澄明	-	澄明	
色	無色	-	無色	無色	明灰色	無色	-	無色	
特記事項		廃					廃		
検査項目	イ-1(6-②-カ) (No.1)	イ-2 (No.2)	イ-3 (No.3)	イ-4 (No.4)	イ-5 (No.5)	イ-6(イ-6-1) (No.6)	イ-7 (No.7)	イ-8 (No.8)	環境基準
1 カドミウム									0.003
2 全シアン									検出されないこと
3 鉛又はその化合物		止					止		0.01
4 六価クロム									0.05
5 砒素									0.01
6 総水銀									0.0005
7 アルキル水銀									検出されないこと
8 PCB									検出されないこと
9 ジクロロメタン									0.02
10 四塩化炭素									0.002
11 1, 2-ジクロロエタン		井					井		0.004
12 1, 1-ジクロロエチレン									0.1
13 1, 2-ジクロロエチレン									0.04
14 1, 1, 1-トリクロロエタン									1
15 1, 1, 2-トリクロロエタン									0.006
16 トリクロロエチレン									0.01
17 テトラクロロエチレン									0.01
18 1, 3-ジクロロプロペン									0.002
19 チウラム		戸					戸		0.006
20 シマジン									0.003
21 チオベンガルブ									0.02
22 ベンゼン									0.01
23 セレン									0.01
24 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素									10
25 ふっ素									0.8
26 ほう素									1
27 ダイオキシン類(pg-TEQ/L)									1
28 pH(単位なし)	7.0		6.6	7.7	6.5	7.6		6.6	(河川A類型 6.5~8.5)
29 BOD									(河川A類型 2)
30 COD									(湖沼A類型 3)
31 SS									(河川A類型 25)
32 全窒素									(湖沼II類型 0.2)
33 全燐									(湖沼II類型 0.01)
34 電気伝導度(mS/m)	51		110	27	44	46		55	通常河川 10程度
35 塩素イオン									飲料水水質基準200
36 トルエン									(指針値)0.6
37 キシレン									(指針値)0.4
38 1, 4-ジオキサン	0.014		0.005	<0.005	<0.005	<0.005		<0.005	0.05
39 塩化ビニルモノマー									0.002
ろ過後の値:カドミウム									
ろ過後の値:鉛									
ろ過後の値:砒素									
ろ過後の値:総水銀									

単位は特に記載がない限り、mg/L

- 環境基準を超過した観測値
- 指針値を超過した観測値
- 環境基準、要監視項目指針値設定項目で、定量下限値を超えて検出された観測値

③-1:周辺地下水(平成28年4月)												
	イ-9 (W-1)	イ-10 (W-2)	イ-11 (W-3)	イ-12 (W-4)	イ-13 (W-5)	イ-14 (W-6)	イ-15 (W-7)	イ-16 (W-8)	イ-17 (W-9)	イ-18 (W-10)	イ-19 (W-11)	
採取日	4/13	-	4/13	4/13	4/13	4/13	4/13	4/13	4/13	4/13	4/13	
採取時間	9:52	-	12:55	10:34	12:32	8:05	10:47	10:53	12:10	11:52	11:37	
前日天候	晴	-	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	
当日天候	曇	-	晴	曇	曇	曇	曇	晴	曇	晴	曇	
気温(°C)	13.5	-	14.0	16.0	18.0	7.5	16.5	14.0	17.0	17.0	17.0	
採水地点の周辺状況	山林	平原及び山地	平原及び山地	平原及び山地	平原及び山地	平原及び牧草地	平原及び山地	平原及び山地	平原及び山地	平原及び山地	平原及び山地	
採水方法	SUSペーラー	-	SUSペーラー	SUSペーラー	SUSペーラー	SUSペーラー	SUSペーラー	SUSペーラー	既設ポンプ	SUSペーラー	SUSペーラー	
採取量(l)	1.5	-	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
地下水位(-m)	-0.5	-	0.6	7.4	3.7	4.2	9.6	2.6	-	2.7	6.8	
水温(°C)	9.4	-	10.1	11.9	13.4	9.8	12.5	11.0	11.0	11.9	11.0	
pH	6.7	-	6.8	7.4	6.7	6.1	6.5	6.6	7.0	6.4	5.8	
電気伝導度(mS/m)	27	-	5.4	21	97	28	63	6.1	77	85	50	
臭気	無臭	-	無臭	無臭	微金属腐敗臭	微土臭	無臭	無臭	無臭	微溶剤臭	無臭	
油膜	無	-	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
濁り	澄明	-	澄明	澄明	弱濁	弱濁	澄明	澄明	澄明	微濁	澄明	
色	無色	-	無色	無色	明茶褐色	明薄茶色	無色	無色	無色	明茶褐色	無色	
特記事項		今月採水無し							既設ポンプ稼働水位観測なし			
検査項目	イ-9 (W-1)	イ-10 (W-2)	イ-11 (W-3)	イ-12 (W-4)	イ-13 (W-5)	イ-14 (W-6)	イ-15 (W-7)	イ-16 (W-8)	イ-17 (W-9)	イ-18 (W-10)	イ-19 (W-11)	環境基準
1 カドミウム												0.003
2 全シアン												検出されないこと
3 鉛又はその化合物												0.01
4 六価クロム												0.05
5 砒素												0.01
6 総水銀												0.0005
7 アルキル水銀												検出されないこと
8 PCB												検出されないこと
9 ジクロロメタン												0.02
10 四塩化炭素												0.002
11 1,2-ジクロロエタン												0.004
12 1,1-ジクロロエチレン												0.1
13 1,2-ジクロロエチレン												0.04
14 1,1,1-トリクロロエタン												1
15 1,1,2-トリクロロエタン												0.006
16 トリクロロエチレン												0.01
17 テトラクロロエチレン												0.01
18 1,3-ジクロロプロペン												0.002
19 チウラム												0.006
20 シマジン												0.003
21 チオベンガルブ												0.02
22 ベンゼン												0.01
23 セレン												0.01
24 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素												10
25 ふっ素												0.8
26 ほう素												1
27 ダイオキシン類(pg-TEQ/L)												1
28 pH(単位なし)	6.7		6.8	7.4	6.7	6.1	6.5	6.6	7.0	6.4	5.8	(河川A類型 6.5~8.5)
29 BOD												(河川A類型 2)
30 COD												(湖沼A類型 3)
31 SS												(河川A類型 25)
32 全窒素												(湖沼II類型 0.2)
33 全燐												(湖沼II類型 0.01)
34 電気伝導度(mS/m)	27		5.4	21	97	28	63	6.1	77	85	50	通常河川 10程度
35 塩素イオン												飲料水水質基準200
36 トルエン												(指針値)0.6
37 キシレン												(指針値)0.4
38 1,4-ジオキサン	0.069		<0.005	<0.005	0.036	0.017	0.15	<0.005	0.064	0.047	0.024	0.05
39 塩化ビニルモノマー												0.002
ろ過後の値:カドミウム												
ろ過後の値:鉛												
ろ過後の値:砒素												
ろ過後の値:総水銀												

単位は特に記載がない限り、mg/L

環境基準を超過した観測値
指針値を超過した観測値
環境基準、要監視項目指針値設定項目で、定量下限値を超えて検出された観測値

④-1:西側県境部地下水 (平成28年4月)						
	イ-20 (H15-3)	イ-21 (SW-1)	イ-22 (SW-2)	イ-23 (NW-1)	イ-24 (NW-2)	
採取日	4/13	4/13	4/13		4/13	
採取時間	12:50	8:34	8:43	—	9:10	
前日天候	晴	晴	晴	—	晴	
当日天候	曇	曇	曇	—	曇	
気温(°C)	17.0	10.0	9.0	—	9.6	
採水地点の周辺状況	平原及び山地	平原及び山地	平原及び山地	—	平原及び山地	
採水方法	SUSペーラー	既設ポンプ	SUSペーラー	—	既設ポンプ	
採取量(l)	1.5	1.5	1.5	—	1.5	
地下水位(-m)	5.1	—	8.3	—	—	
水温(°C)	17.2	14.5	11.1	—	12.4	
pH	6.6	6.3	6.7	—	6.8	
電気伝導度(mS/m)	91	94	50	—	130	
臭気	微溶剤臭	無臭	微金属腐敗臭	—	微溶剤臭	
油膜	無	無	無	—	無	
濁り	強濁	澄明	澄明	—	澄明	
色	茶褐色	無色	明薄茶色	—	明薄黄褐色	
特記事項		既設ポンプ稼動 水位観測なし		廃	既設ポンプ稼動 水位観測なし	
検査項目	イ-20 (H15-3)	イ-21 (SW-1)	イ-22 (SW-2)	イ-23 (NW-1)	イ-24 (NW-2)	環境基準
1 カドミウム						0.003
2 全シアン						検出されないこと
3 鉛又はその化合物				止		0.01
4 六価クロム						0.05
5 砒素						0.01
6 総水銀						0.0005
7 アルキル水銀						検出されないこと
8 PCB						検出されないこと
9 ジクロロメタン						0.02
10 四塩化炭素				井		0.002
11 1,2-ジクロロエタン						0.004
12 1,1-ジクロロエチレン						0.1
13 1,2-ジクロロエチレン						0.04
14 1,1,1-トリクロロエタン						1
15 1,1,2-トリクロロエタン						0.006
16 トリクロロエチレン						0.01
17 テトラクロロエチレン						0.01
18 1,3-ジクロロプロペン				戸		0.002
19 チウラム						0.006
20 シマジン						0.003
21 チオベンガルブ						0.02
22 ベンゼン						0.01
23 セレン						0.01
24 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素						10
25 ふっ素						0.8
26 ぼう素						1
27 ダイオキシソ類(pg-TEQ/L)						1
28 pH(単位なし)	6.6	6.3	6.7		6.8	(A類型 6.5~8.5)
29 BOD						(A類型 2)
30 COD						(A類型 3)
31 SS						(A類型 25)
32 全窒素						(湖沼類型II 0.2)
33 全燐						
34 電気伝導度(mS/m)	91	94	50		130	通常河川 10程度
35 塩素イオン						飲料水水質基準200
36 トルエン						(指針値)0.6
37 キシレン						(指針値)0.4
38 1,4-ジオキサン	0.017	0.05	0.006		0.16	0.05
39 塩化ビニルモノマー						0.002
ろ過後の値:カドミウム						
ろ過後の値:鉛						
ろ過後の値:砒素						
ろ過後の値:総水銀						

単位は特に記載がない限り、mg/L

環境基準を超過した観測値
指針値を超過した観測値
環境基準、要監視項目指針値設定項目で、定量下限値を超えて検出された観測値

図 1. 平成28年度水質モニタリング地点(表流水)

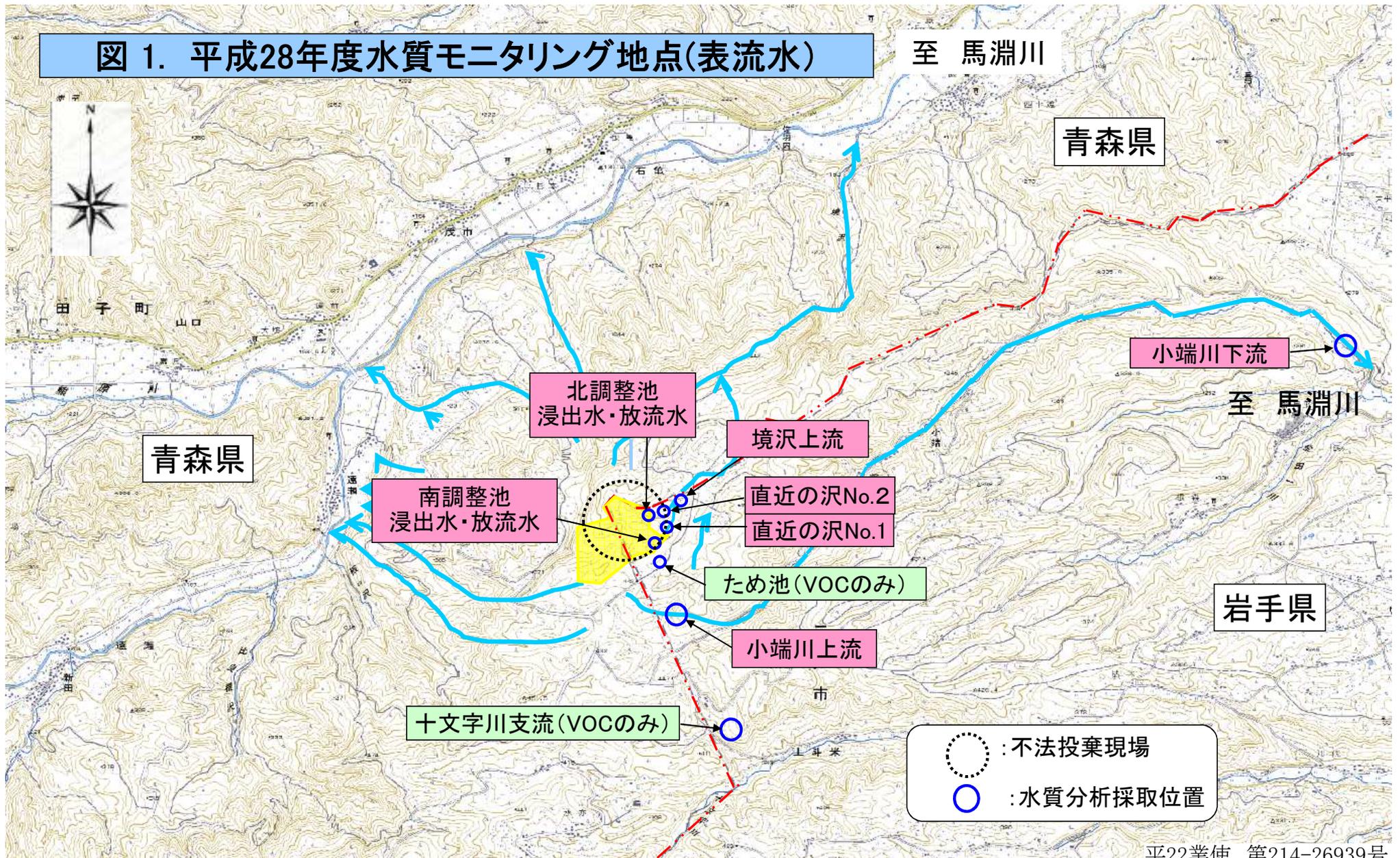
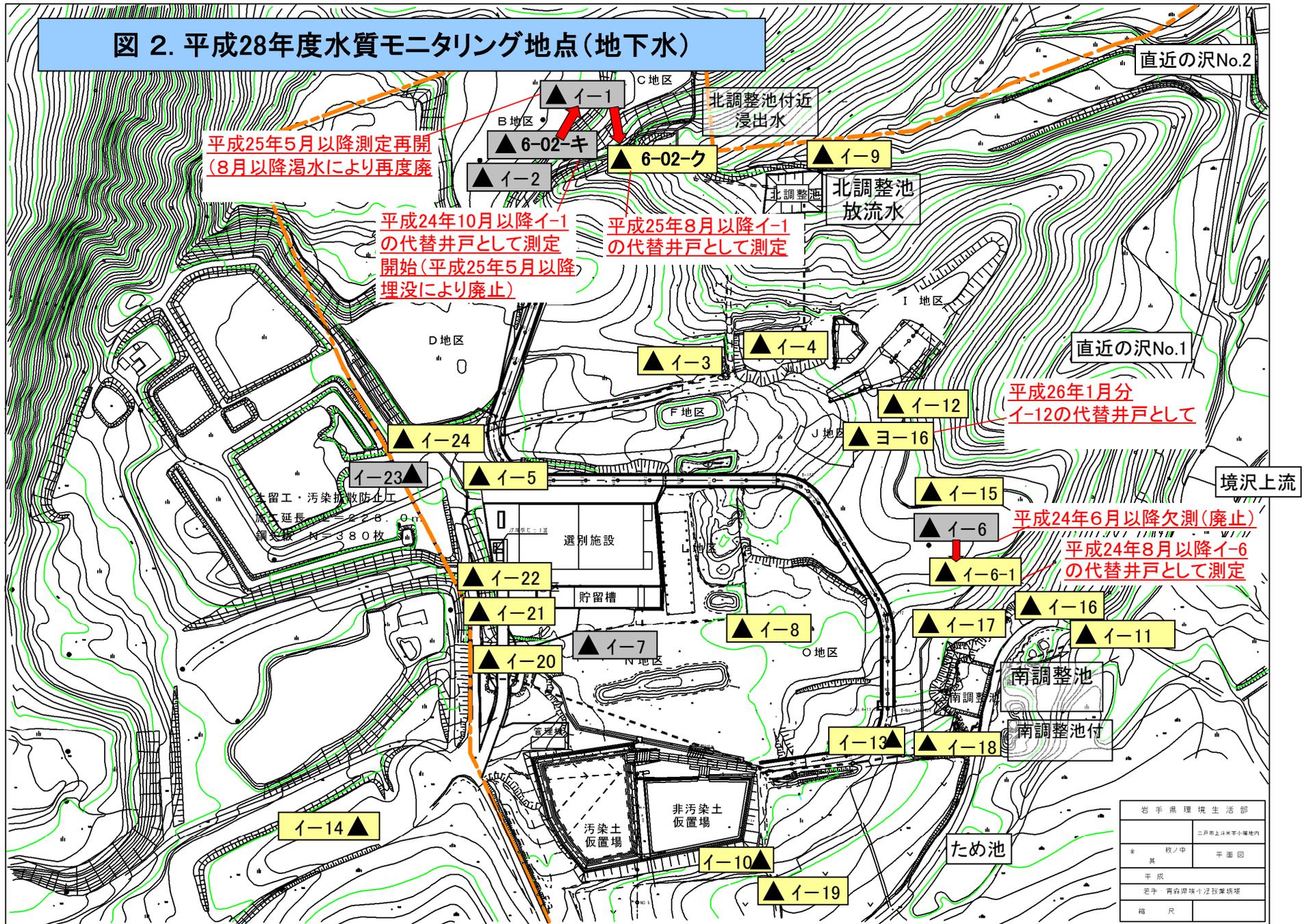


図 2. 平成28年度水質モニタリング地点(地下水)



■ : 廃止井戸

青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会設置要領

(設置)

第1条 青森県との県境付近に発生した産業廃棄物不法投棄事案に係る現場の原状回復を進めるにあたって、広く県民等に不法投棄廃棄物や汚染土壌の撤去及び原位置浄化対策の内容等を情報公開するとともに、二戸市民等関係者の合意形成を図り、もって適正かつ円滑な事業の推進に資するため、青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 原状回復に向けた事業の安全性の評価をすること。
- (2) モニタリング計画の立案及びモニタリング結果の評価をすること。
- (3) 廃棄物撤去後の土壌等の汚染レベルの評価をすること。
- (4) 環境再生のあり方を調査・協議すること。
- (5) 不測の事態が発生した場合の対応策を調査・協議すること。（ただし、協議会を招集する時間的余裕が無い場合等においては、岩手県が実施した対応策等について速やかに事後報告を受け、その対応策等の評価をすること。）
- (6) その他現場の原状回復を図るために必要な事項を調査・協議すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから岩手県環境生活部長（以下「部長」という。）が委嘱する。

- (1) 二戸市に居住する者
- (2) 青森県田子町に居住する者
- (3) 二戸市職員
- (4) 青森県田子町職員
- (5) 学識経験者

2 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残余期間とする。

3 部長が指定する者について、オブザーバーとして協議会への出席を依頼することがある。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選による。
- 3 副委員長は、委員長が選任する。
- 4 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、委員長が招集する。

2 協議会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができないものとする。

- 3 協議会の議事は、出席委員の全員一致で決することを原則とする。
- 4 議事について審議を続行しても、その可否について全員一致で決する見込みがないと議長が認めたときは、前項の規定にかかわらず、議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は公開とし、岩手県情報公開条例（平成 11 年 12 月 17 日岩手県条例第 61 号）の規定に基づき、会議録等を開示する。

（代理出席）

第 5 条の 2 委員のうち、第 3 条第 1 項第 3 号及び第 4 号による者（以下「市町委員」という。）並びに部長が指定する団体に属する者は、本人が出席できない場合に限り、あらかじめ指名する者（市町委員にあつては、部長が指定する職の者に限る。）を代理出席させることができる。

（意見の聴取）

第 6 条 協議会は、委員の求めに応じ、委員以外の学識経験者若しくは専門家等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第 7 条 協議会の庶務は、岩手県環境生活部廃棄物特別対策室において処理する。

（雑則）

第 8 条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 15 年 7 月 15 日から施行する。
（委員の任期の特例）
- 2 第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、協議会設立時に就任する委員の任期は、平成 17 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この要領は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。
- 4 この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

これまでの取組みと課題等について
〔抜粋〕

平成 28 年 2 月

県境不法投棄事案の教訓を
後世に伝えるための検討ワーキング

1 取組みの趣旨

青森・岩手県境不法投棄事案については、原状回復のため、県による行政代執行が行われています。本来、原状回復は不法投棄を行った原因者が行うべきものですが、資力がないため県が代わって行っています。

「青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会（委員長 齋藤徳美 岩手大学名誉教授）」（以下「協議会」という。）では、その不法投棄廃棄物の撤去や汚染土壌対策等について協議し、平成 29 年度の原状回復完了に向けて県が事業を進めていますが、これまでに長い期間と多額の経費を要しています。

一方、原状回復事業を進める中で、廃棄物の撤去や汚染土壌の浄化に関する技術的な知見が得られています。また、事案の発生を契機に住民の環境に対する関心が高まり、不法投棄の問題だけでなく自然や環境保全に係る住民活動も活発に行われています。

このような事案の発生や対応の経緯、原状回復で得られた知見や住民の取組みについて、私たちは大切な教訓として今後の環境保全に生かしていく必要があります。

そこで、協議会の下に、「県境不法投棄事案の教訓を後世に伝えるための検討ワーキンググループ（リーダー 橋本良二 放送大学岩手学習センター所長）」（以下「ワーキング」という。）を平成 26 年末に設置し、不法投棄事案の再発防止や地域の優れた環境を保全するため、原状回復の記録の活用や跡地の環境再生のあり方など、不法投棄事案の教訓を次の世代に伝えるための取組みについて、地域と連携して検討を行ってきました。

本書は、ワーキングにおける検討状況に加え、二戸市の協力を得て平成 28 年 1 月 30 日に開催された「県境不法投棄事案の教訓と跡地利活用を考えるフォーラム」（以下「フォーラム」という。）において、二戸市民等からいただいた意見を基に取りまとめたものです。

現在、現場の跡地利用については、ワーキングメンバーや二戸市民等から「夢」を語っていただいた内容を記載していますが、引き続きワーキング、市民フォーラム等を通じて、不法投棄事案の教訓を次の世代に伝えるための取組みについて、さらに具体化していきたいと考えています。

2 原状回復の記録の保存や活用のあり方について

(教訓を伝える取組み・アーカイブの作成)

不法投棄事案をきちんと総括して後世に伝えるための施設（学習施設等）を二戸市内に設置し、情報発信を行い、この事案を風化させないことが大切です。

この施設では、二戸市民等が環境教育に利用し、環境問題を考える材料にしていくため、本事案に係る経緯、不法投棄の防止対策、土壌や地下水の浄化技術、対策などについてわかりやすくとりまとめた資料（データベース）が必要です。

ワーキングにおいて次のような意見が出されています。

●ワーキングで出された主な意見

- ・この事案は本当に遺産ともいえるもの。ここでの様々な取組み、技術、いろいろな原状回復で得られた知見、県境保全というものを遺産としてきちっと残すべき。
- ・データベース化を進めて、地元で本事案が風化しないようにしたい。
データベースはふりがなを振るなど、わかりやすいものにしてほしい。
なぜ、このような事案が発生したのか、防止対策は何か示してほしい。
- ・事件があつて、知見が得られて、すごい技術でここまで復旧させた遺産のような雰囲気
で検証できるようなものを、「街場や駅につくる」べき。
- ・後世に伝えるという部分では、「金田一川流域のところ」に展示とか学習できる
ところがあれば、現場に行きたいときに行ける。
- ・地元FMを通してPRできる。

【今後の取組内容】

- ・県によるわかりやすいデータベースの作成
- ・学習施設等の事業主体、設置場所等の検討（多くの人が参画する仕組みをつくること）

3 跡地利用策について

跡地利用策については、本ワーキングや二戸市民等とのフォーラムにおいて、活発に意見交換等されています。

【ワーキング、フォーラム（アンケート含む）で出された主な意見】

※フォーラム開催結果：別添資料2（p.9～11）参照

フォーラムにおけるアンケート結果（以下「アンケート結果」という。）：別添資料3（p.12～19）参照

●アンケート回答者の属性

- ・性別：男性 約70%、女性 約30%
- ・年代別：50代以上が全体の約80%で、20代以下のアンケート回答者がいない。
- ・職業別：「無職・その他」が全体の約60%で、会社員、公務員が続く。

●主な意見

1 森林

ブナの森などの自然公園にする。

2 漆の植林

・二戸地域は漆の産地なので、気候的に現場に漆が植えられる状況であれば、ブナに並んで漆を植えることも考えられる。

（現場の生育条件が悪いのではないかとの意見もあり。）

・アンケート結果（複数回答あり）では、49件の意見のうち7件（約14%）が漆の植林（漆文化をつくる）との意見でした。（2番目に多い意見）

3 一面の花畑

菜の花、芝桜、ひまわり、綿花などを植える。（アンケート結果：9件（約18%）で最も多い意見でした。）

4 イベントの実施

ロックフェスティバルなどの開催（アンケート結果：6件（約12%））

5 エネルギー利用

・風力発電や太陽光発電に使う。

（空地は花畑など市民が利用するとの併用案もあり。）

・現場で育てた菜の花からBDFをつくる。

6 建築物等の建設

・維持費が多額にかかる建物や公園はならない。

・現場にモニュメントをつくっても誰も見ない。

7 青森県との連携

青森県の部分を含めて現場をワンセットで考えてはどうか。(スキー場など)

8 その他の意見

- ・草地、そば・雑穀の畑
- ・地場産業や地域住民が参加でき、その活動が長く続くこと
- ・PPP、PFIを活用したリサイクル産業の団地

【今後の取組内容】

引き続き幅広い世代の二戸市民等から跡地利用に係るアイデアを募集するとともに、出されたアイデアの実施可能性などを検討し、跡地利用を具体化させていく必要があります。

4 今後のワーキングの取組みについて

これまでの取組みの結果、次のとおり課題があり、さらにこれらの課題等について検討していく必要があります。

【課題】

- ・ 教訓を伝える取組みについては、誰が、どこで、どのように教訓を伝えていくか
- ・ 跡地利用策については、引き続き多くのアイデアを募り、どのように跡地利用を具体化させていくか。
- ・ 教訓を伝える取組みや跡地利用策について、20代以下の若い世代からの意見が少ない。

また、アンケート結果（詳細別添資料3参照（p.12～19））では、29件の意見（複数回答あり）のうち7件（約24%）で、当該事案に係る跡地利用の進捗がわかるような取組みが必要との意見が出されています。

以上を踏まえ、本ワーキングを平成28年度以降も継続し、課題への対応や二戸市民等への情報提供をしていきたいと考えています。

【平成28年度以降のワーキングの取組みの方向性】

- 1 データベース（県作成）について、その内容が市民にわかりやすく、事案について網羅されたものであるかなどの視点で検討していくこと
- 2 学習施設等について、その事業主体、設置場所等について検討していくこと
- 3 跡地利用策について引き続き多くのアイデアを募り、出されたアイデアの実施可能性などを検討し、具体的な跡地利用方法のほか、その事業主体、運営費の確保策等について検討していくこと
- 4 以上の取組みについては、幅広い世代の二戸市民の意見を聴きながら進めていくこと